

第4次西尾市地域福祉計画
第5次西尾市地域福祉活動計画
(案)

令和6年●月

西尾市

目 次

第1章 総論	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の策定と推進の方法	7
4 関係する分野の動向	11
5 SDGs との関係	12
第2章 市の状況と課題	15
1 人口・世帯の推移	15
2 高齢者の状況	17
3 障害のある人の状況	18
4 生活保護の状況	19
5 民生委員・児童委員の状況	19
6 ボランティア等の状況	20
7 子育て支援の利用状況	20
8 自殺者数の推移	21
9 地区別の人口推移	22
第3章 市民のニーズとまちの課題	23
1 福祉に関する市民アンケート	23
2 各種団体調査	37
3 現計画の点検・評価	40
4 地域福祉推進の課題	42
第4章 地域福祉の基本的な考え方	47
1 基本理念	47
2 基本目標	47
3 施策の体系	48
第5章 地域福祉計画・地域福祉活動計画	53
基本目標1 「互近助」でのふれあい、支え合いの輪づくり	53
基本目標2 福祉人材の育成支援と福祉教育の充実	61
基本目標3 包括的な支援体制構築と基盤整備	65
基本目標4 安心安全な地域生活をおくれる共生社会の実現	77
基本目標5 行政と社会福祉協議会の連携及び体制の強化	85

総論

第Ⅰ章 総論

Ⅰ 計画策定の趣旨

高齢化や単身世帯の増加、ひきこもりなどによる社会的孤立などの影響により、これまでの状況とは変わって、人々が暮らしていくうえでの新しい課題が生まれています。さらに、同じ世帯において高齢の親を介護しながら子育てすることもあるなど、さまざまな分野の課題が絡み合い、より複雑化しています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、外出や地域での活動が制限され、従来のさまざまな活動が停滞し、社会的な孤立感が高まる等、市民の生活に大きな影響を及ぼしました。このことは、社会とのつながりや人と会うことの大切さを意識するきっかけにもなりました。

これまでの社会福祉制度は、高齢者、障害者、子ども、生活困窮者など、それぞれの分野にわかれているため、「縦割り」的な側面が多く、例えば、「高齢で障害がある」など分野をまたがる場合やどの制度も対象とならない場合、支援を必要とするにもかかわらず、何らかの理由で相談に行けず、そのまま地域の中で孤立してしまうような場合にはあまり適切に機能しないなどの弱点が指摘されていました。

また、「支援する側」と「支援される側」というような区分けも存在していました。しかし、地域社会においては、「支援しながら支援される」、「支援されながら支援する」ということも実際に起こりうることです。具体的には子育てをしながらボランティア活動に参加している方、高齢であっても地域のお手伝いをする方もあります。同じ悩みを持つ方が対等な立場で話を聞き合い、共感し仲間同士で支え合うなども想定されます。

こうした中、地域の中で孤立することなく一個人が尊重され、常に地域や人とつながっている、安心できる生活を送ることを目指した地域社会を実現するためには、地域における人と人のつながりを再構築することが求められます。

また、個人や世帯の困りごとを受け止め、包括的に支援していくことが必要とされています。

このため、平成29年には、社会福祉法が介護保険法などとともに改正され、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と地域の資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながる「地域共生社会」の実現を目指す方向性が示されました。

また、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施して、「断らない包括的な支援体制」を構築可能にすることが求められています。

【地域共生社会】



厚生労働省 地域共生社会 HP から

2 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

「地域福祉計画」は、「社会福祉法」第107条に基づき、地域のさまざまな課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制などを計画的に整備するための計画です。

さらに、国の動向を踏まえ、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条第1項に基づく、市としての「成年後見制度利用促進基本計画」を抱合するものとして策定します。

なお、当該計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条の規定に基づき、具体的な施策を計画的に推進するために策定する「地方再犯防止推進計画」を含むものとします。

「地域福祉活動計画」は、「社会福祉法」第109条に「地域福祉の推進を図ること」と規定されている社会福祉協議会が中心となって策定する計画です。一般的には“地域福祉を効果的に実行するための具体的な行動などについて、市民の立場から策定する計画”と位置づけられています。

社会福祉法（抜粋）

（福祉サービスの基本的理念）

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(2) 他計画との関係性

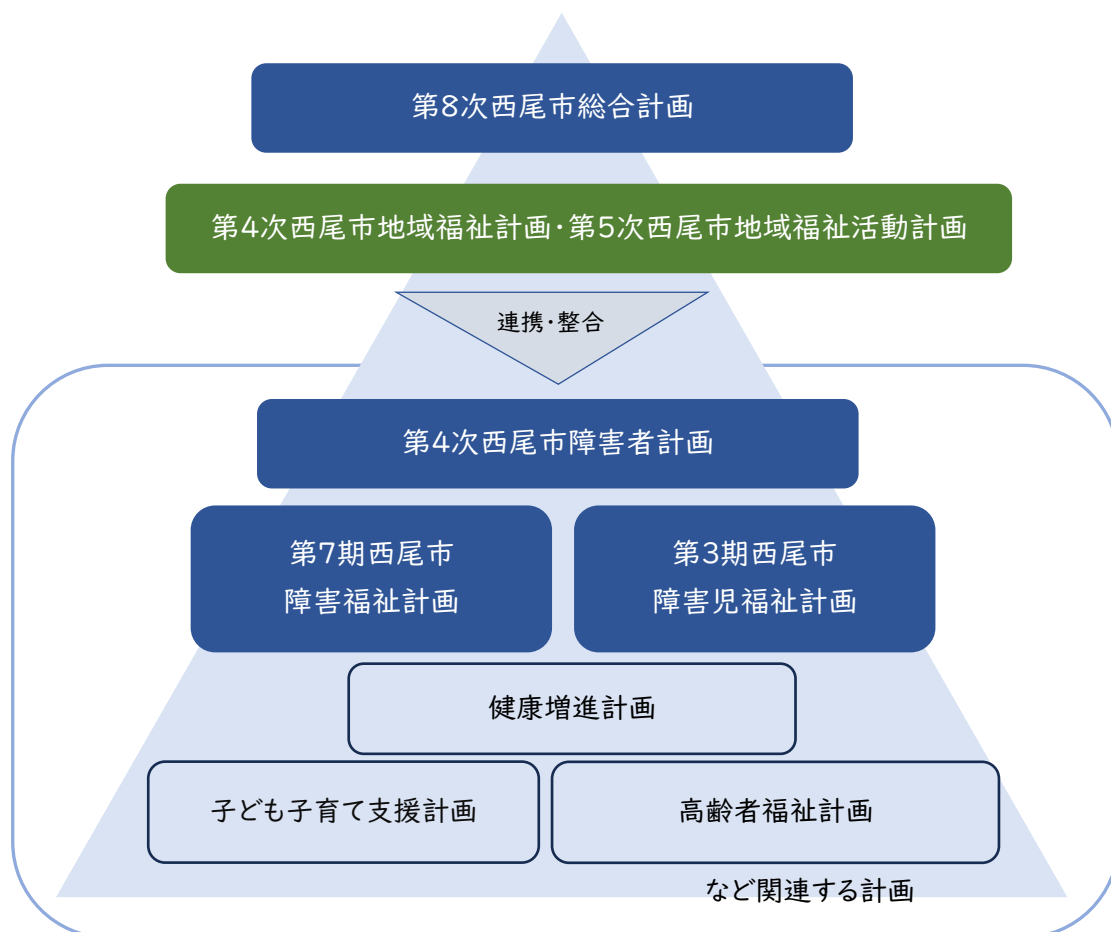
「社会福祉法」第107条は、地域福祉計画には「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を盛り込むこととしています。

つまり、地域福祉計画は福祉分野の上位計画として位置付けられ、各福祉の「個別計画」に基づく個別支援が、同じ方向に進むように、支援が共通の方向で連続して提供されるようまとめ、束ねる役割を担っています。

地域福祉活動計画は、地域福祉計画の実施計画的な役割を持ち、市民とともに活動していく指針や事業を示しています。

また、本計画は、将来における本市のあるべき姿と進むべき方向について、基本的な指針を定めた最上位計画である「にしお未来創造ビジョン（第8次西尾市総合計画）」に掲げる福祉分野の各施策を推進するための基本計画としても位置付けられます。

【各計画の関係】

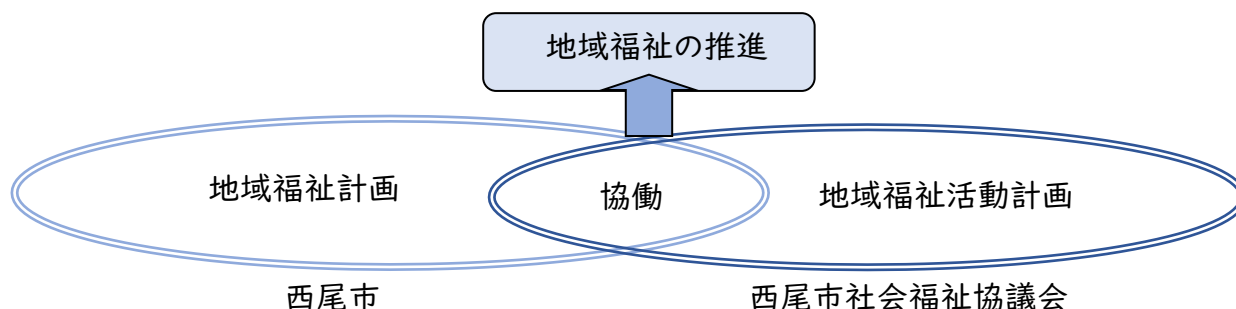


(3) 社会福祉協議会との関係性

市と社会福祉協議会はお互いを地域福祉推進の重要なパートナーとして、補強、補完し合う密接な関係のもと、一体的に地域福祉を推進しています。

地域の現状と問題点を取り込み、地域住民、福祉関係団体、福祉事業者、社会福祉協議会等と西尾市の協働による地域福祉活動を一層進めるため、社会福祉法に基づく「第4次地域福祉計画」及び「第5次地域福祉活動計画」を一体的に策定します。

【地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要】



社会福祉法(抜粋)

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2～6 (略)

(4) 計画期間

本計画の期間は、6年間とし、令和6年度から令和11年度までとします。

ただし、国や愛知県などの動向を踏まえて、また、社会情勢の変化や関連計画との調整を考慮して、必要に応じて見直しを行うものとします。

令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12 年度
		にしお未来創造ビジョン(～R14)							
	第3次西尾市地域福祉計画		第4次西尾市地域福祉計画						
	第4次西尾市地域福祉活動計画		第5次西尾市地域福祉活動計画						
	第3次西尾市障害者計画		第4次西尾市障害者計画						
	第6期西尾市障害福祉計画		第7期西尾市障害福祉計画			第8期西尾市障害福祉計画			
	第8期西尾市高齢者福祉計画		第9期西尾市高齢者福祉計画			第10期西尾市高齢者福祉計画			
健康にしお21計画(第2次)			健康にしお21計画(第3次)(～R18)						

3 計画の策定と推進の方法

(1) 計画の策定手法

この計画は、市民アンケート、関係団体へのアンケート調査をはじめ、福祉関係団体、福祉サービス事業所、関係機関等で策定委員会を組織し、協議を重ねて策定しました。

(2) 計画の推進・評価・改善

① 計画の周知及び情報提供

本計画について、市内公共施設やホームページ等で広く市民に周知し、地域福祉に関わる人々の共通の理解を得ながら、計画を推進していきます。

② 関係機関の連携による推進

▶ 地域コミュニティにおける推進体制の構築

本計画の推進にあたっては、地域住民の積極的な参加を促すとともに、ボランティア団体、民生委員・児童委員等とも連携を強化し、地域一体となって地域福祉活動を推進していくことが必要です。その体制づくりを促進するとともに、積極的な支援を行います。

▶ 市民、ボランティア団体、NPO法人、民間事業者等による推進

地域福祉の推進にあたって、市民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員であることの自覚と、地域福祉の担い手としての意識を強く持ち、同時に自らボランティア等の地域活動に積極的かつ主体的に参加するなど、具体的な活動を実践していくことも不可欠です。

また、民間事業者においても福祉サービスの提供者として利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供や公開、他のサービスとの連携に取り組むことが求められています。

さらに、地域福祉のニーズに基づく新たなサービスや、市民の福祉への参加支援や福祉のまちづくりへの参画に努めることが求められています。

本計画を実行性のあるものにするためには、こうした市民をはじめボランティア団体やNPO法人、福祉等事業者、民間企業等のさまざまな主体による自主的な取組と相互の連携による協働が不可欠です。

▶ 行政による推進

行政には市民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進する責務があります。

第3次の計画期間では、市民生活は、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、さらに、物価や資材の高騰などにも見舞われています。

このため、地域福祉を推進する関係機関・団体等の役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図るとともに、行政内部においては、福祉・保健・医療分野をはじめ、雇用・教育・文化・交通・住宅等関係各課との連携強化を図り、市政のさまざまな分野において地域福祉の視点からの施策の見直しや、横断的な施策の推進に取り組めます。

また、地域福祉への市民参加の機会の拡充に努めるとともに、総合相談体制や地域福祉活動拠点の整備支援、情報提供の充実等に努めます。

▶県等との情報共有・連携

総合的かつ効果的な地域福祉計画の推進を図るため、県や近隣市町との情報共有・連携を図ります。

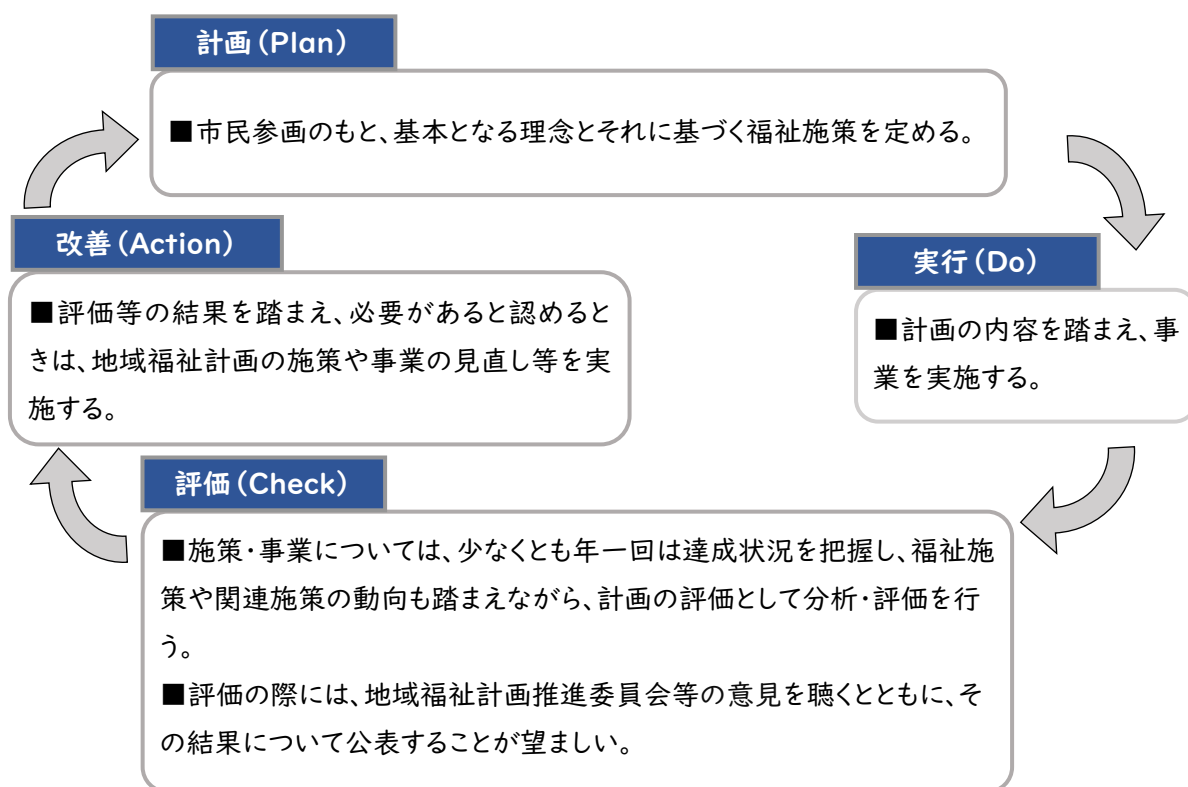
(3) 計画の評価体制

地域福祉計画の点検・評価にあたっては、PDCAサイクルにより、地域福祉計画推進委員会において社会情勢や福祉施策の動向に注視しながら、それぞれの事業を担当する各課とともに事業の実施状況の点検・評価を行います。

また、地域福祉活動計画については、西尾市社会福祉協議会の地域福祉活動計画推進会議において点検・評価を行います。

それらの結果に基づき、計画を着実に推進します。

【地域福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ】

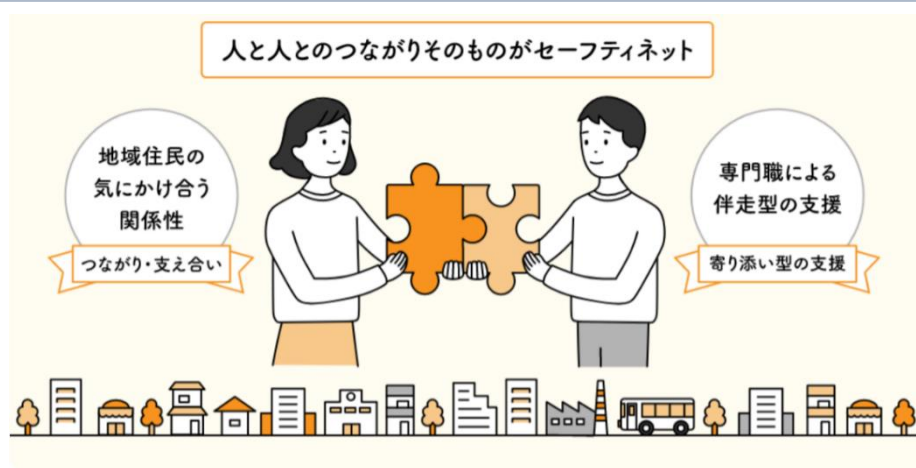
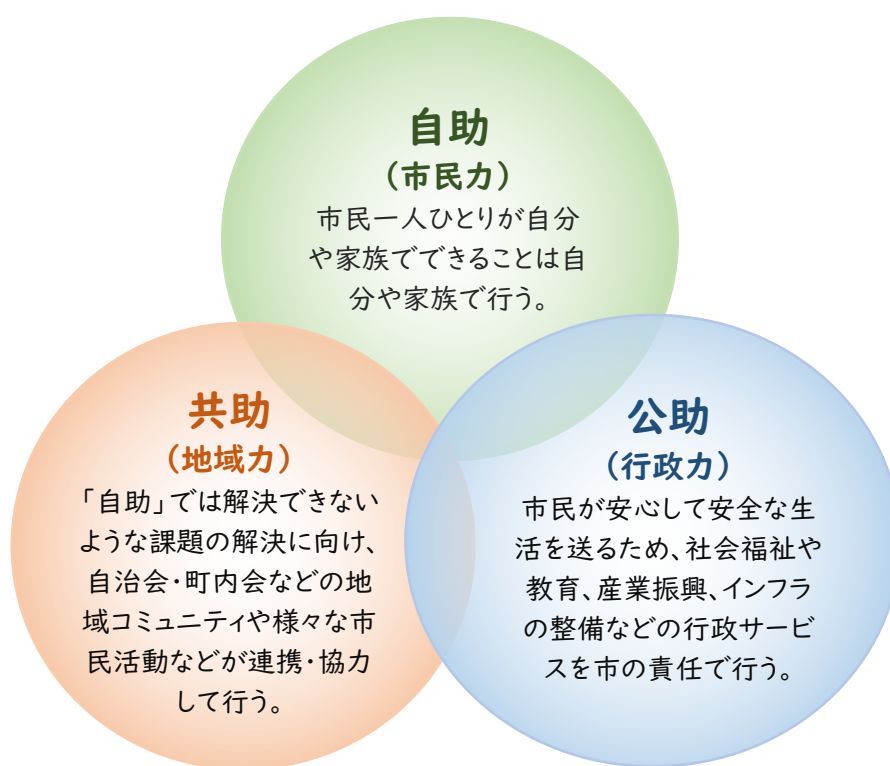


(4) 「自助」「共助」「公助」

「地域福祉」とは、手助けや支援を必要としている人が抱える生活上の様々な問題や課題を、高齢者や障害者、子どもといった対象別ではなく、「地域」を中心として、共に助け合い、支え合いながら、暮らしやすいまちづくりを進めていこうとする取組のことを言います。

そのためには、「日頃、身の回りで起こる問題は、まず個人や家庭の努力で解決（自助）し、個人や家族内で解決できない問題は、隣近所やボランティア、NPO などの活動、さらに、介護保険制度、医療保険制度など社会保障制度等を活用する相互扶助（共助）で解決する。そして、地域で解決できない問題や公的な制度としての福祉・保健・医療その他の関連する施策に基づくサービス供給等、行政でなければできないことは行政が中心となって解決する（公助）」といった、重層的な取組が必要です。

■自助・共助・公助の考え方■



厚生労働省 地域共生社会 HP から

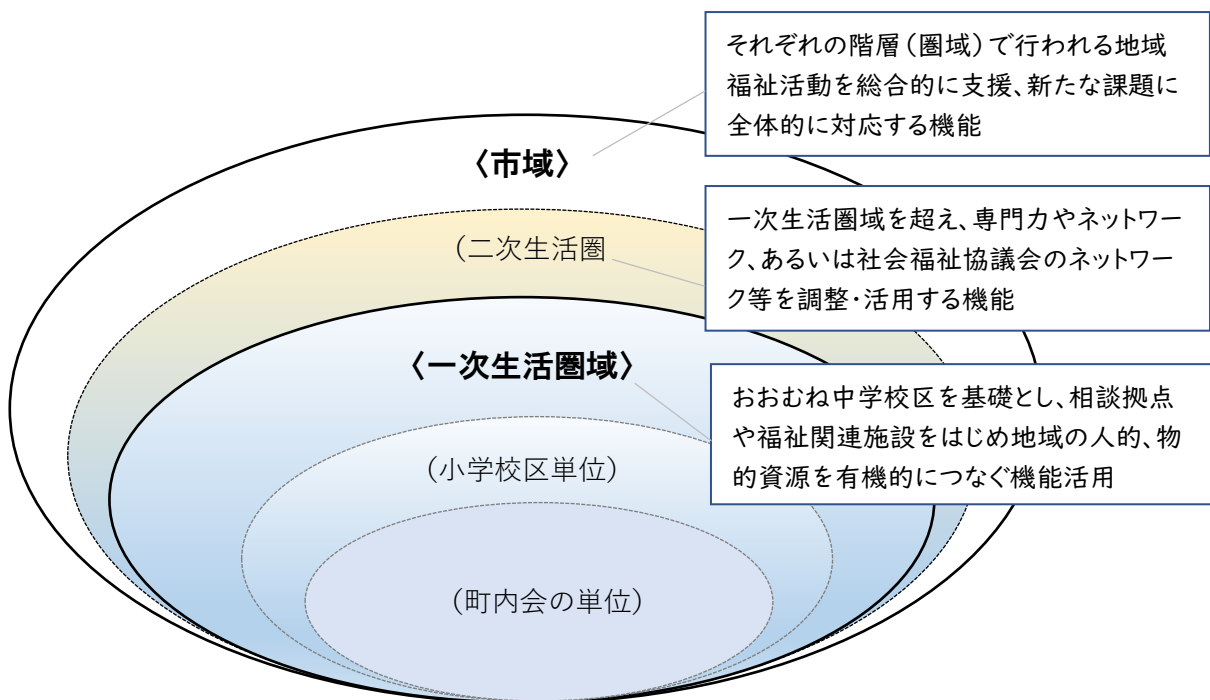
(5) 圏域の考え方

支援を必要とする市民へのサービス提供や市民を主体とする地域福祉の推進を具体化していくためには、施設配置や人的な資源等の社会資源をいかにネットワーク化し、実効性のあるサービス提供や市民活動に生かしていくかが問われています。

このため、市域の広がり現状を踏まえ、施設整備面において、市民の誰もが住み慣れた地域のなかで安心して暮らし続けられること、また、地域福祉の担い手である市民が利用しやすい、参加しやすい、面的な整備の考え方が必要となってきます。

そこで、「日常生活圏域」を設定し、次のような階層毎の圏域設定を行い、それぞれの圏域レベルの特性等を踏まえた地域の活動を支援する環境づくりを図ります。

【地域福祉推進の圏域設定の基本的な考え方】



4 関係する分野の動向

以下の制度を地域福祉計画に総括的に包含することが必要と考えられます。

高齢者福祉・介護保険制度	令和2年度からスタートした第8期介護保険事業では、中長期的な視点から地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の実現に向けた体制整備を進めるとともに、介護保険制度の持続可能性の確保に取り組んでいます。第9期介護保険事業では、この流れを受けて、地域共生社会の実現と持続可能な介護保険制度の推進が求められます。
障害者制度	令和5年3月14日に閣議決定された障害者基本計画（第5次）は、基本法第11条第1項の規定に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、政府が講ずる障害者のための施策の最も基本的な計画として位置付けられています。加えて、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第9条第1項の規定にも基づき、これらの基本的な視点を踏まえることが必要です。
こどもまんなか社会	常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔として、こども家庭庁が創設されています。
生活困窮者自立支援制度	平成27年4月施行の「生活困窮者自立支援法」では、就労への支援や家計についての相談支援といった、これまで福祉分野で十分に行えていない支援を加え、対象者の性別や年齢などの属性に関わりなく、複合的な課題に対する包括的な取組を推進することとしています。
成年後見制度	令和元年6月7日の法律改正は、成年後見制度を利用している方々の人権が尊重され、不当に差別されないよう、数多くの法律で規定されていた成年被後見人等に係る欠格条項を一律に削除し、資格等に相応しい能力の有無を個別的・実質的に審査・判断する仕組みへと改めるものです。 これにより、成年後見制度を利用する方もそうでない方も、誰もがその能力を発揮し、社会参加できるための第一歩になるものと期待されています。
自殺対策	令和4年10月14日に新たな「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定されました。この大綱では、コロナ禍の自殺の動向も踏まえつつ、これまでの取組に加え、子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化・女性に対する支援の強化・地域自殺対策の取組強化・新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進などを追加し、総合的な自殺対策の更なる推進・強化を掲げています。
再犯防止対策	再犯防止推進法第8条第1項において、都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）を勘案して、地方計画を定めるよう努めるものとされました。 再犯防止施策は、各般の行政領域にまたがる施策について、整合性をもって総合的に推進することが求められています。
子どもの貧困対策	子どもの貧困対策大綱では、「貧困の連鎖を断ち切る」などの4つの分野横断的な方針（共通する方針）と、「教育」「就労」など6つの分野別の方針が示されました。大綱では、「困っている家庭ほど声をあげられず、支援が届きにくい」、「窓口で待っていても相談につながらない」という支援の現場で起きている問題を受けて、「支援が届いていない、又は届きにくい子ども・家庭に配慮して対策を推進する」としています。

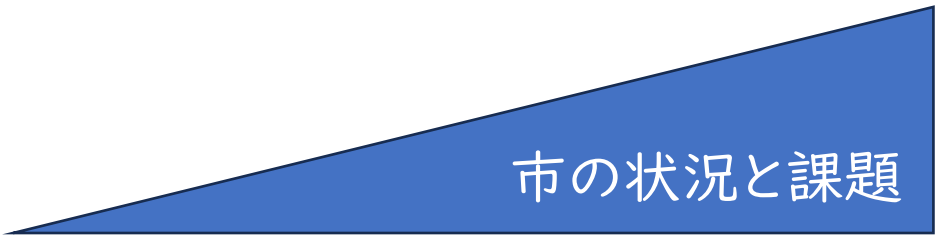
5 SDGs との関係

SDGs（エスディー・ジーズ）とは、持続可能な開発目標のことで、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、国としても積極的に取り組んでいます。

SDGsは、その基本理念として、貧困の撲滅をはじめ、世界中の「誰一人取り残されない」という、包摂的な世の中を作っていくことが重要であると示しています。これは、住民の福祉の増進を図ることを目的とする地方自治体にとって、目的を同じくするものです。こういったことから、市では、地域福祉計画の各分野において、SDGsの目標指標を意識して、自治体レベルでSDGsの理念と目標を支えることとしていきます。

本計画と関係の深いゴールをここに掲げます。

	目標1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		目標10 各国内及び各国間の不平等を是正する
	目標2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する		目標11 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	目標3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		目標12 持続可能な生産消費形態を確保する
	目標4 すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する		目標16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	目標5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う		目標17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
	目標8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する		

A blue triangle pointing to the right, with the text '市の状況と課題' inside it.

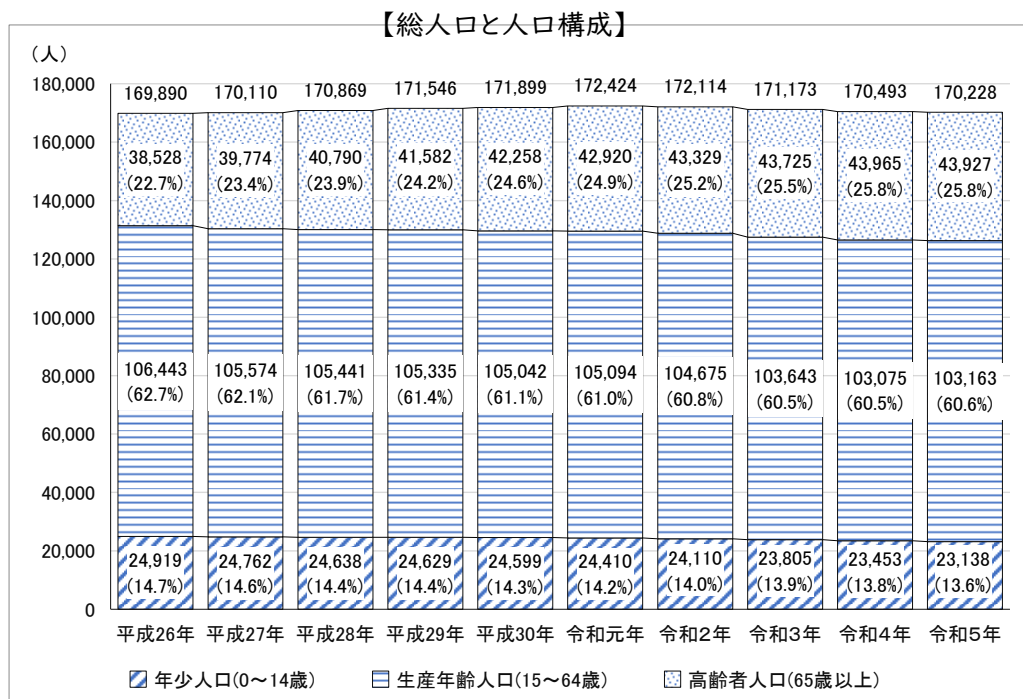
市の状況と課題

第2章 市の状況と課題

Ⅰ 人口・世帯の推移

(Ⅰ) 人口の推移

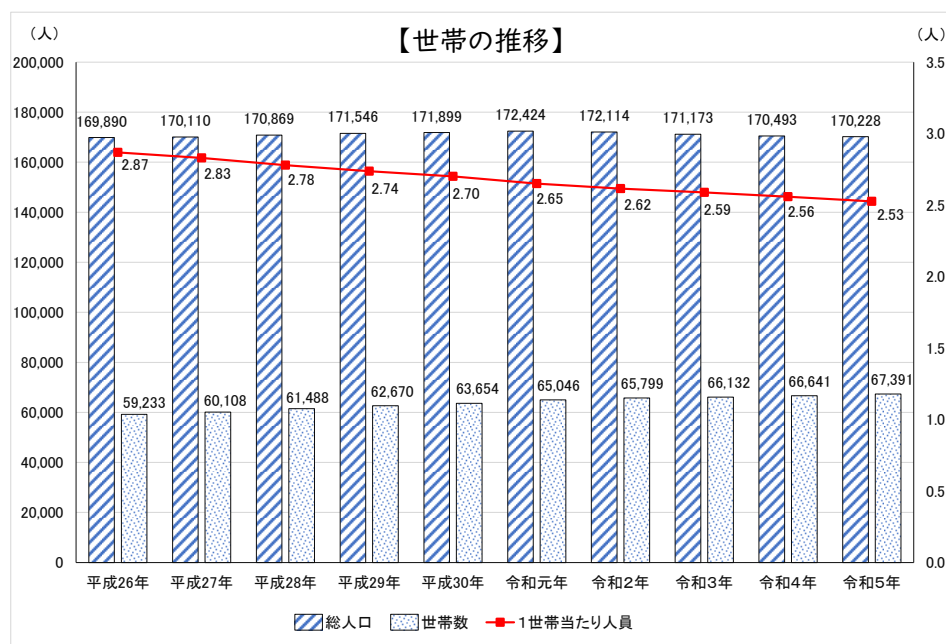
本市の人口は、令和元年あたりをピークに微減の傾向にあります。年少人口は減少し、高齢者人口は増加するという、いわば少子高齢化の傾向にあります。一方、生産年齢人口は、減少しています。令和5年の高齢化率は、25.8%で、およそ4人に1人以上が高齢者となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(Ⅱ) 世帯の推移

本市の世帯数は、増加傾向にあり、一世帯当たり人員は一貫して減少しています。



(3) 世帯の状況

本市の世帯の推移では、一般世帯は増加しており、核家族世帯も増加しています。一方、単独世帯、65歳以上の単独世帯も増加しています。

また、男親と子供から成る世帯、女親と子供から成る世帯も増加しています。

【世帯の状況】

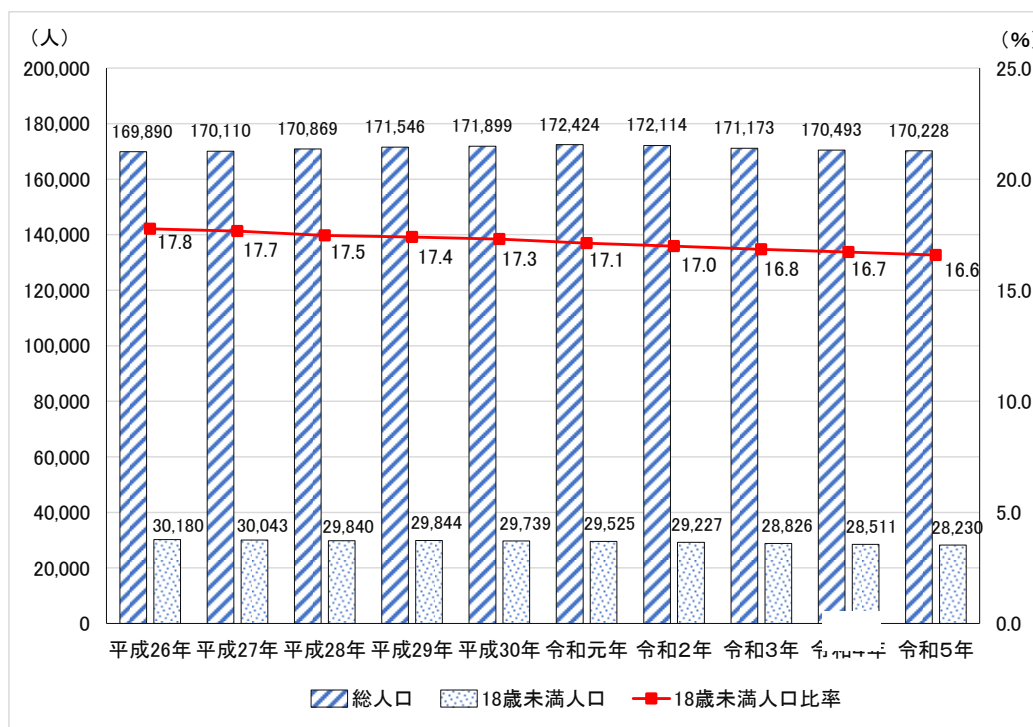
		平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 27年	令和 2年
一般世帯数		46,786	51,315	54,390	58,891	61,910
世帯類型	うち核家族世帯	25,524	28,208	30,738	33,046	35,435
	夫婦のみの世帯	6,582	7,944	9,187	9,975	11,164
	夫婦と子供から成る世帯	15,930	16,587	17,422	18,327	18,956
	男親と子供から成る世帯	583	689	736	866	976
	女親と子供から成る世帯	2,429	2,988	3,393	3,878	4,339
	うち単独世帯	7,721	10,294	11,631	14,850	16,576
	うち 65 歳以上の単独世帯	1,865	2,435	3,089	4,320	4,922

資料：国勢調査

(4) 18歳未満の人口の推移

本市の18歳未満人口は、ゆるやかな減少傾向にあり、18歳未満の人口比率は一貫して減少しています。

【18歳未満人口の推移】



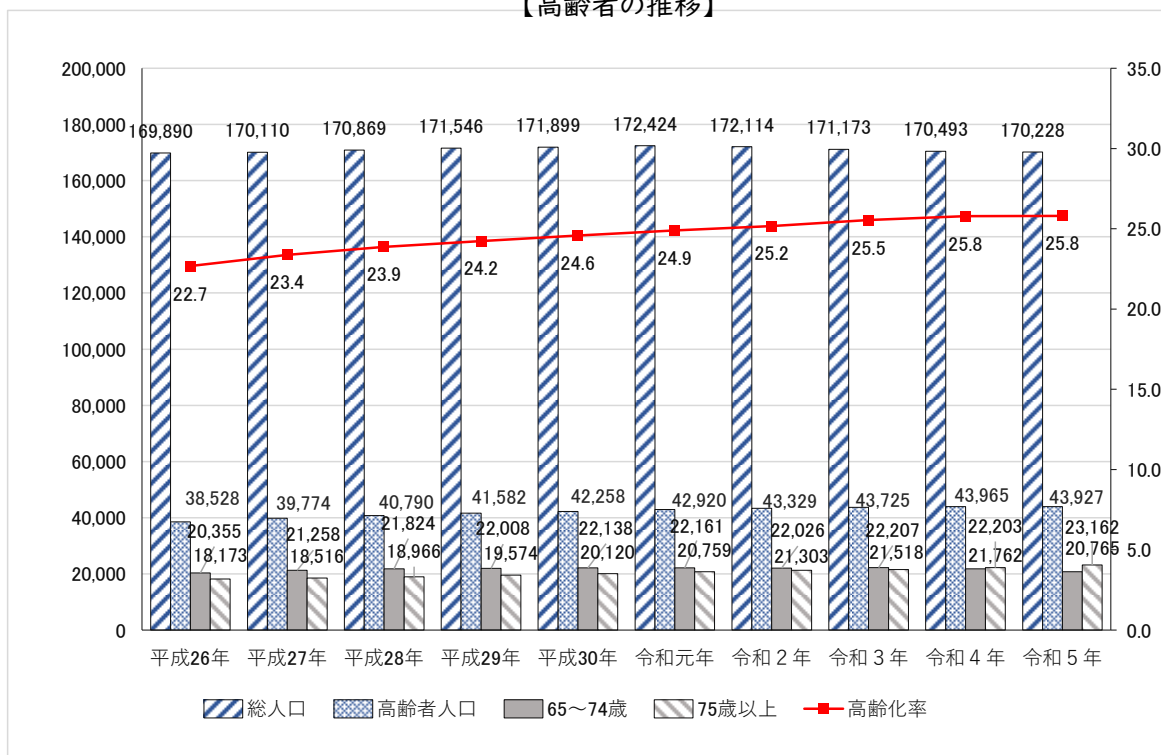
資料：住民基本台帳（各年4月1日）

2 高齢者の状況

(1) 高齢者の推移

本市の高齢者人口は、ゆるやかな増加傾向にあります。その中でも、後期高齢者である75歳以上が増加傾向にあります。

【高齢者の推移】

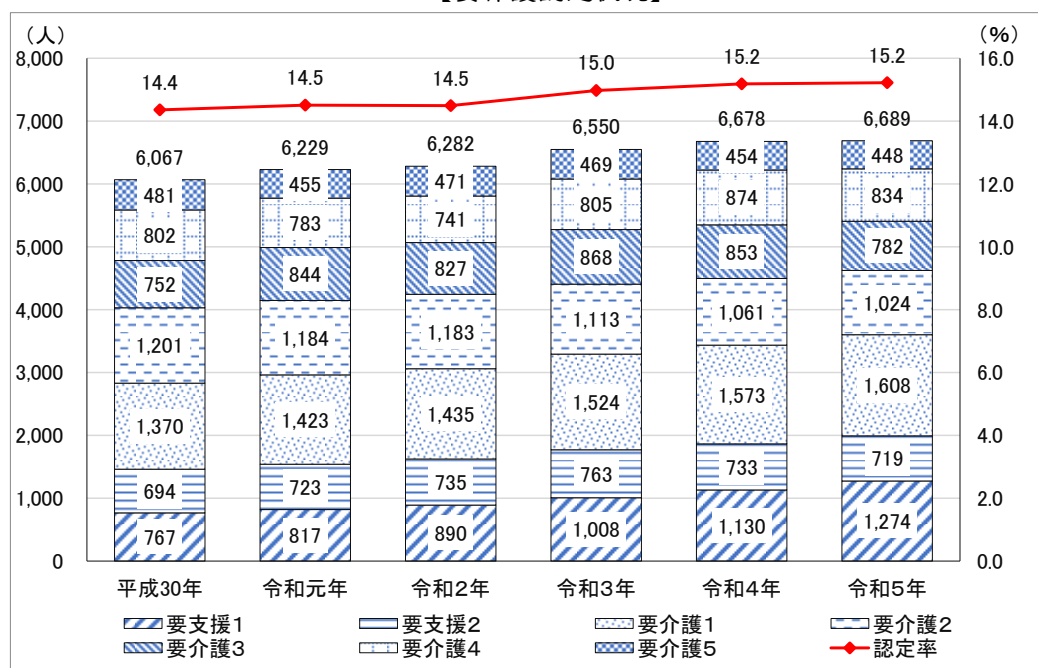


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(2) 要介護認定状況

要支援・要介護の認定状況をみると、総数は増加傾向にあり、中でも、要支援Ⅰ、要介護Ⅰが増加しています。

【要介護認定状況】

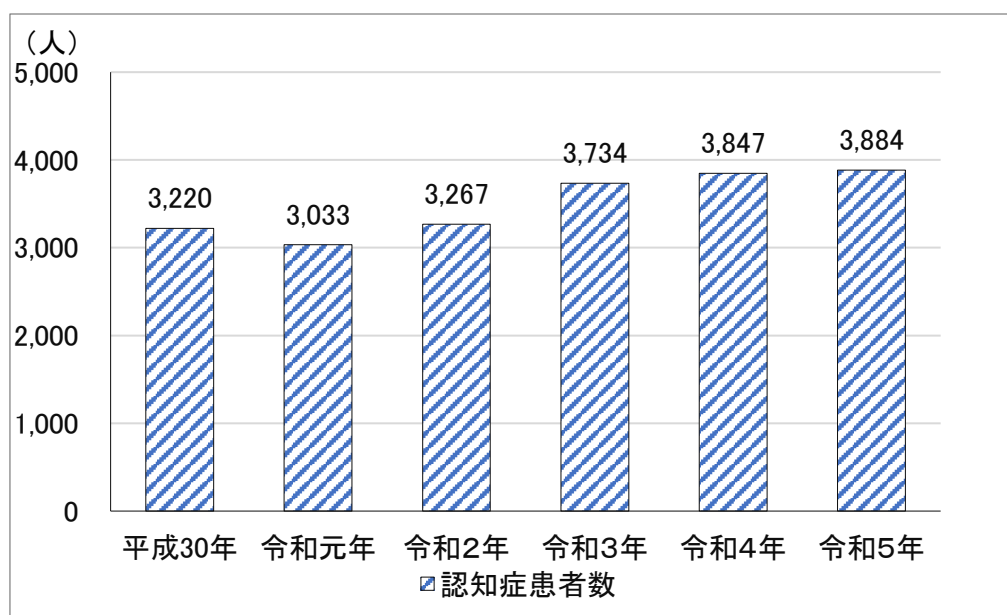


資料：介護事業状況報告（各年5月末日）

(3) 認知症高齢者の推移

認知症高齢者の推移では、増加しており、令和3年から増加幅が多くなっています。

【認知症高齢者の推移】



資料：長寿課（各年3月末日）

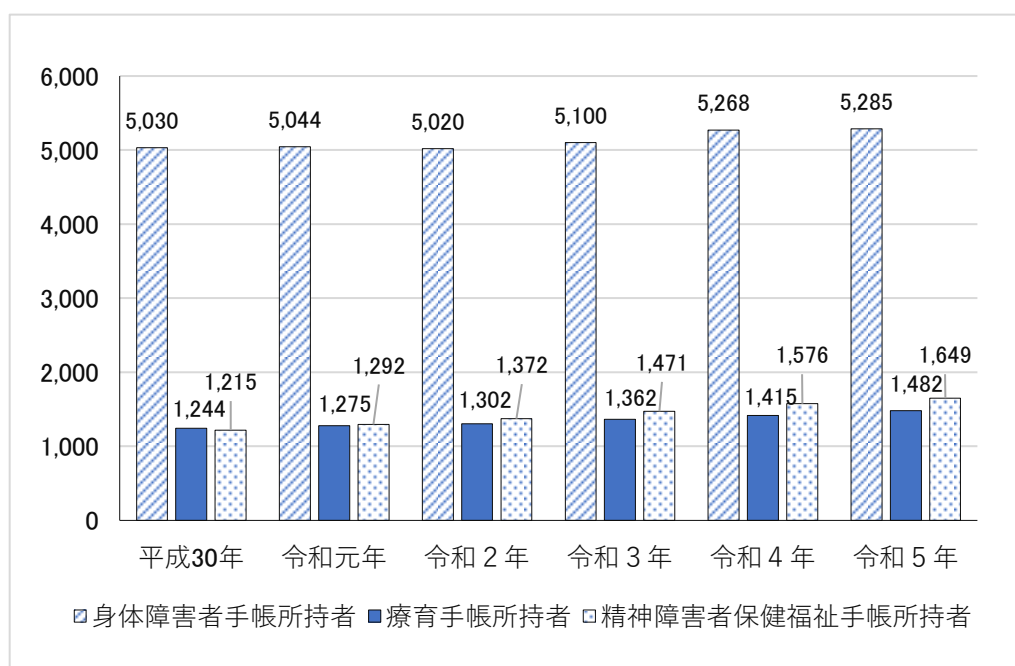
※認知症高齢者数は、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱα以上の人を集計。

Ⅱα以上：たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等

3 障害のある人の状況

障害のある人の状況では、それぞれの種別の人数は増加傾向にあります。

【障害のある人の状況】

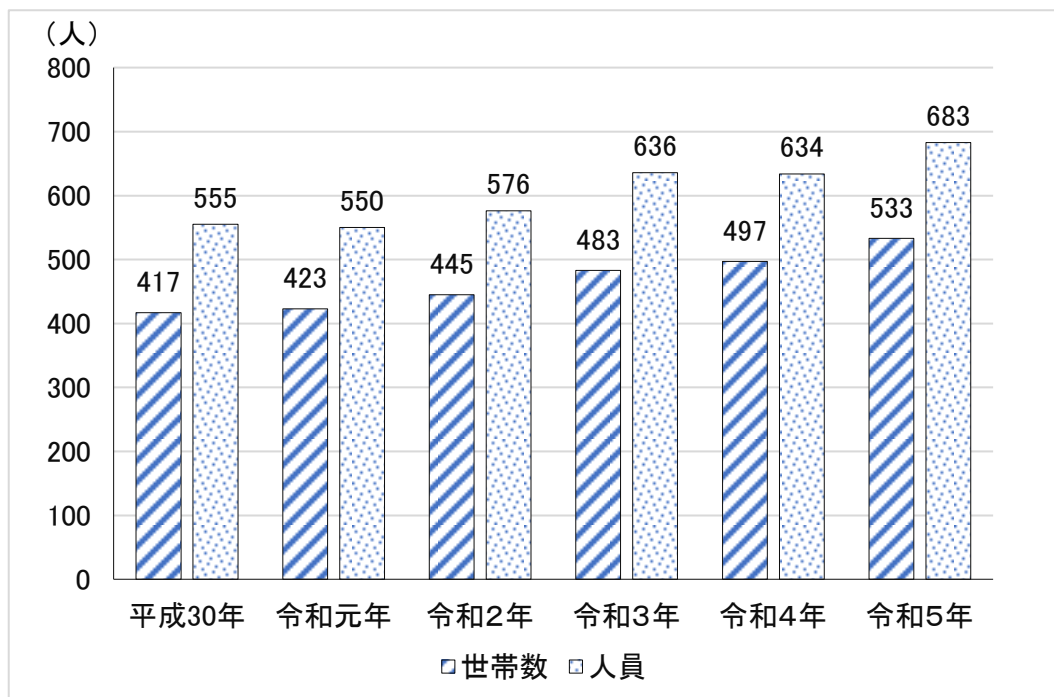


資料：福祉課（各年4月1日）

4 生活保護の状況

生活保護の状況では、令和2年から世帯数、人員ともにやや増加しています。

【生活保護の状況】

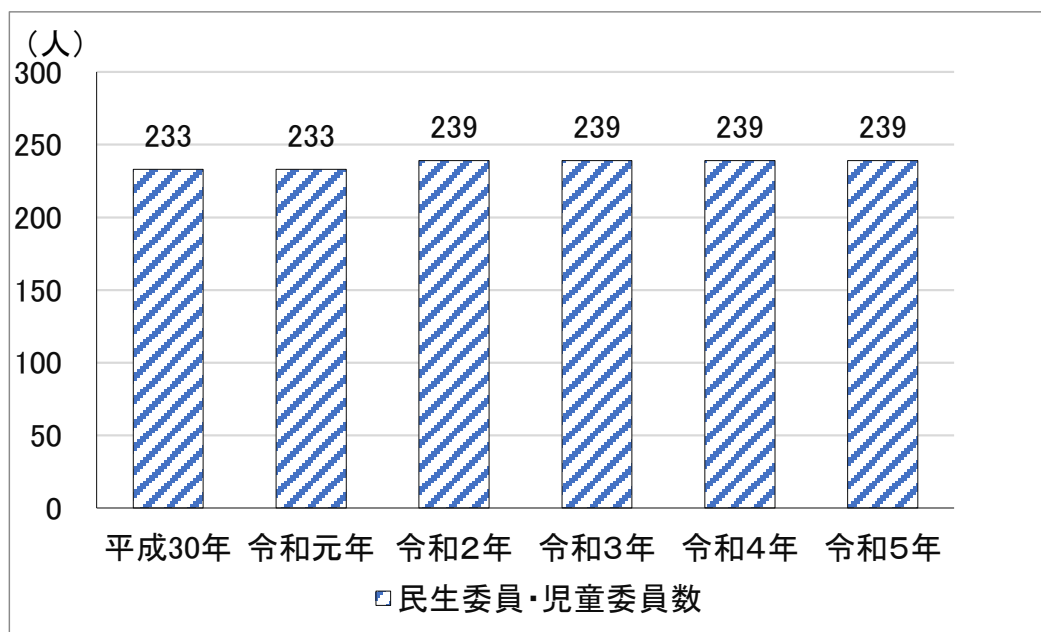


資料：福祉課（各年4月1日）

5 民生委員・児童委員の状況

民生委員・児童委員の定数は、令和2年から 239 人となっています。

【民生委員・児童委員の状況】



資料：福祉課（各年4月1日）

6 ボランティア等の状況

ボランティア等の状況では、団体数、登録人数ともに減少しています。

【ボランティア等の状況】

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
グループ	団体数	123	125	111	117	106	111
	人数	7,606	7,618	5,903	6,019	4,847	4,640
個人		36	43	46	51	49	40
登録人数の合計		7,642	7,661	5,949	6,070	4,896	4,680

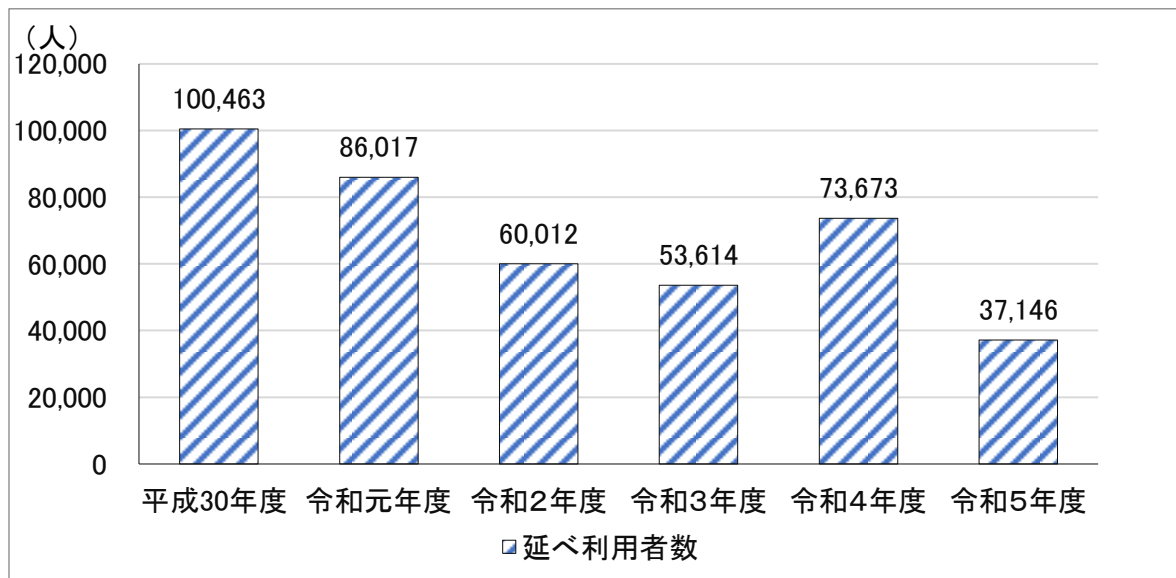
資料：西尾市社会福祉協議会（各年3月31日）
市民活動センター

7 子育て支援の利用状況

（1）地域子育て支援センターの利用状況

地域子育て支援センターの利用状況では、令和元年度から減少し、令和4年度からは増加に転じています。

【地域子育て支援センターの利用状況】



資料：家庭児童支援課
※令和5年度は9月までの数字

(2) 保育の状況

保育の状況では、預かり保育は増加傾向、放課後児童クラブも増加傾向にあり、一時保育は、一旦減少したものの近年増加傾向にあります。

【保育の状況】

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
預かり保育	登録者数	2,079	2,084	2,248	2,303	2,327	2,313
	延べ利用者数	28,605	28,511	30,571	29,305	28,343	16,096
放課後児童クラブ	登録者数	1,216	1,270	1,370	1,346	1,411	1,433
	延べ利用者数	204,262	206,956	179,233	210,680	213,518	101,116
一時保育	登録者数	256	193	255	273	362	274
	延べ利用者数	15,429	15,541	12,201	14,652	13,847	6,242

資料：預かり保育、一時保育 保育課 資料：放課後児童クラブ 子育て支援課

※預かり保育（保育園等の長時間保育を含む）の登録者数・延べ利用者数は、各年3月末時点（令和5年度は9月分まで）

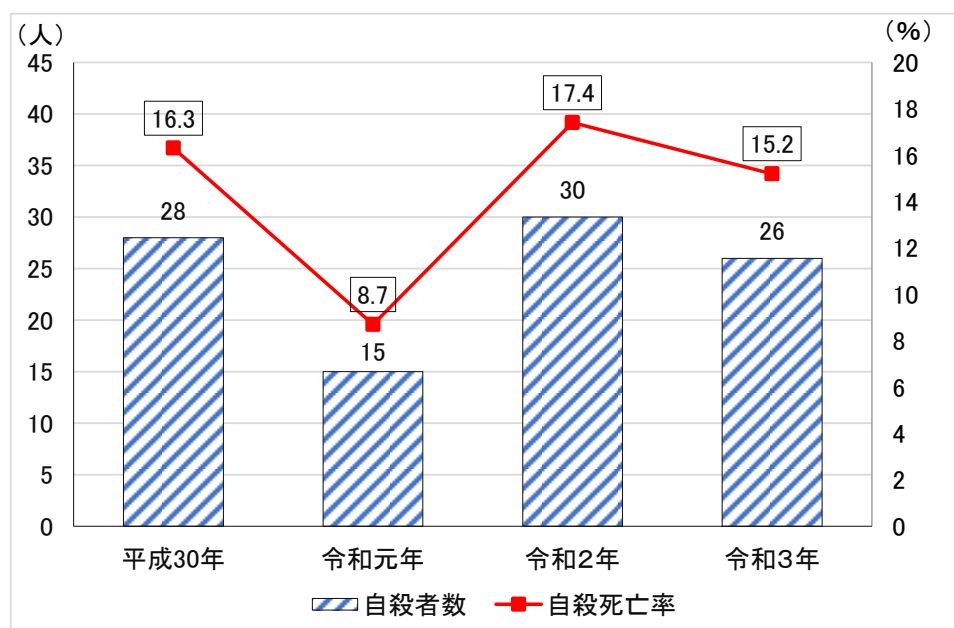
※放課後児童クラブの登録者数は各年5月1日時点、延べ利用者数は各年3月末時点（令和5年度は8月分まで）

※一時保育の登録者数・延べ利用者数は、各年3月末時点（令和5年度は9月分まで）

8 自殺者数の推移

自殺者数の推移をみると、令和元年は減少し、令和2年は増加しています。

【自殺者数の推移】



資料：健康課

9 地区別の人口推移

本市は、平成23年4月1日に、幡豆郡一色町、吉良町及び幡豆町と合併し、160.34 km²の広い市域となっています。市の西部は安城方面から碧海台地と呼ばれる洪積台地が伸びて平坦な地形です。東部には三ヶ根山から広がる山林が多くあり、中央部から南部にかけては矢作川や矢作古川から吐出した土砂による沖積平野が開けています。

また、農漁業も盛んで、抹茶、カーネーション、うなぎ、アサリの生産量や漁獲量がトップクラスです。

市内の公共交通機関は、名古屋鉄道（名鉄西尾線・名鉄蒲郡線）や、市街地と各地区を結ぶバス路線、佐久島への市営渡船があります。

地区別の人口推移をみると、合併した旧一色町、旧吉良町、旧幡豆町は徐々に人口が減少しています。

【地区別人口の推移（住民基本台帳 各年4月1日現在）

年	西尾 地区	平坂 地区	寺津 地区	福地 地区	室場 地区	三和 地区	米津 地区	一色 地区	吉良 地区	幡豆 地区
平成30年	50,855	26,462	7,772	9,405	3,925	8,449	7,369	23,446	22,475	11,711
平成31年	51,259	26,760	7,764	9,431	3,916	8,496	7,409	23,275	22,481	11,633
令和2年	51,066	26,983	7,819	9,467	3,948	8,422	7,374	23,176	22,346	11,513
令和3年	50,536	26,846	7,832	9,463	3,898	8,444	7,383	23,112	22,279	11,380
令和4年	50,408	26,887	7,849	9,436	3,819	8,355	7,268	23,060	22,218	11,193

資料：西尾の統計

第3章 市民のニーズとまちの課題

Ⅰ 福祉に関する市民アンケート

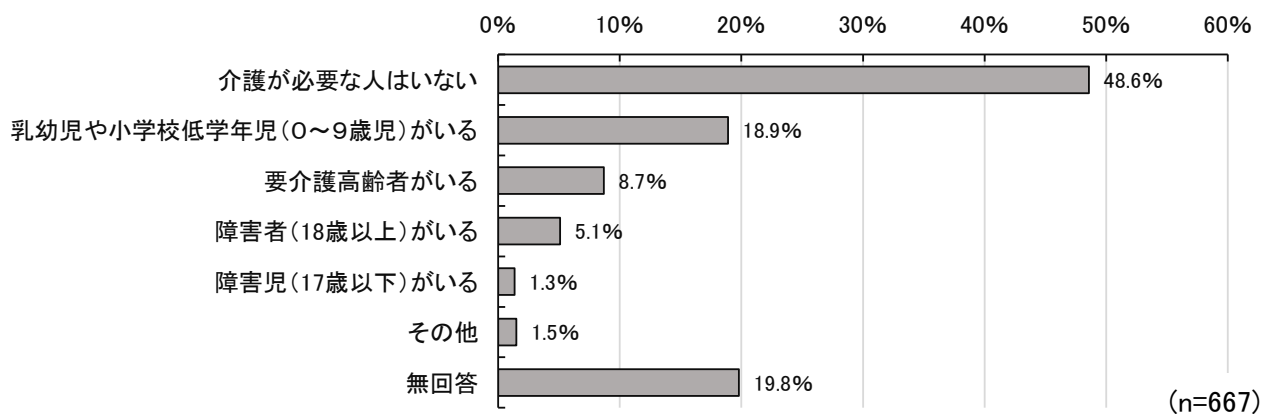
本調査は「第4次地域福祉計画」の策定に向けて、「地域福祉」に関するお考えやご意見について
 おうかがいし、計画策定の基本資料とするために令和5年3月に実施しました。

調査対象	18歳以上の市民2,000人
調査方法	郵送による調査票の配布・回収
回収数・回収率	743件・37.2%

(1) 家族に介護が必要な人はいますか(ひとり暮らし以外の方)

家族の中に育児や介護の必要な方がいるかについては、「介護が必要な人はいない」が48.6%と最も高く、次いで「乳幼児や小学校低学年児(0～9歳児)がいる」(18.9%)、「要介護高齢者がいる」(8.7%)等の順となっています。

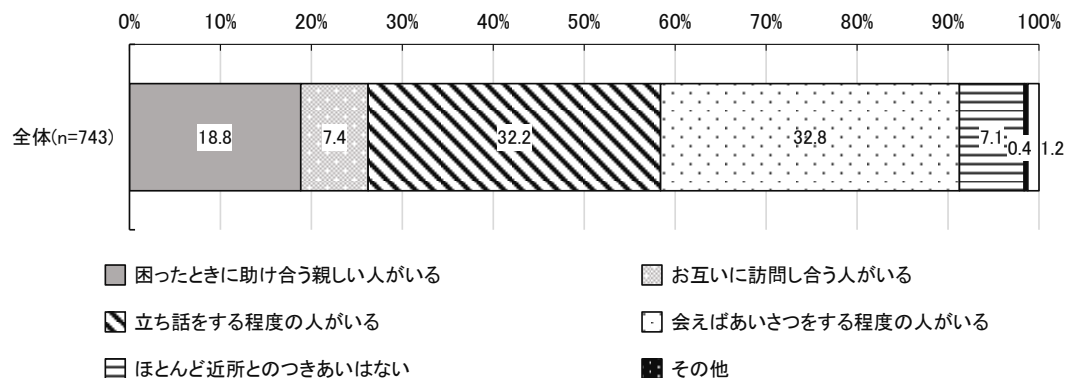
【育児や介護の有無】



(2) ご近所との関係

ご近所との関係については、「会えばあいさつをする程度の人がある」が32.8%と最も高く、次いで「立ち話をする程度の人がある」(32.2%)、「困った時に助け合う親しい人がある」(18.8%)等の順となっています。

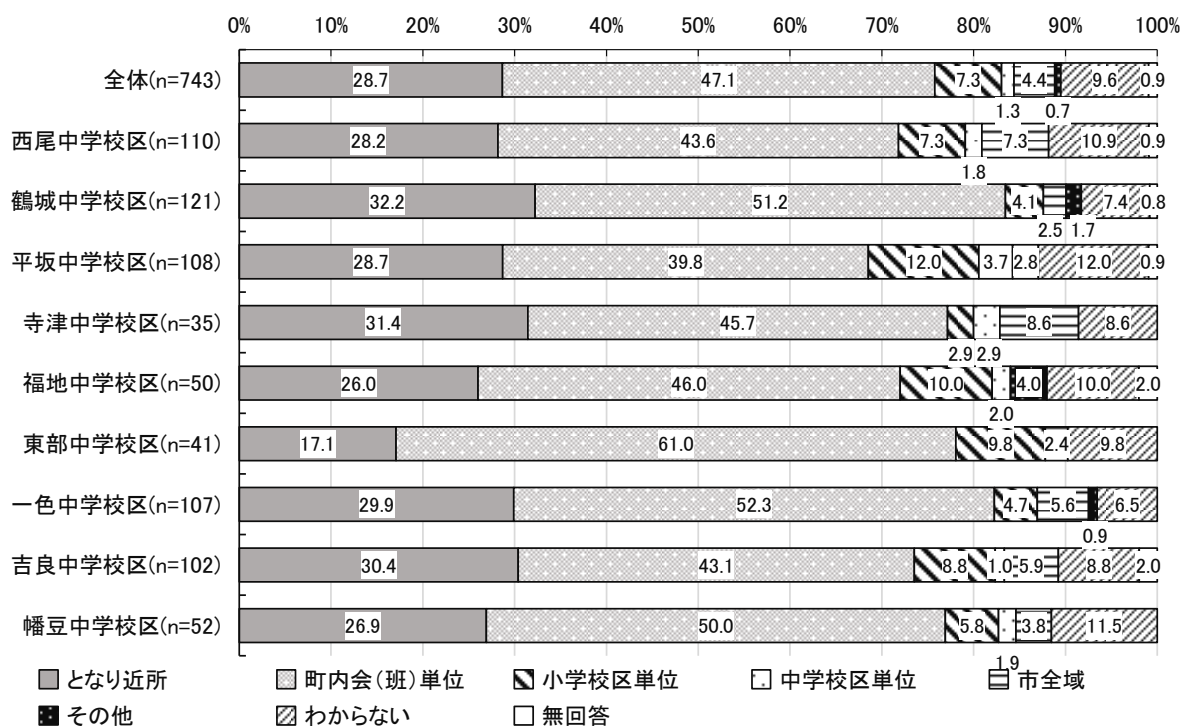
【ご近所との関係】



(3) 互いに助け合いの活動ができる地域

住民が互いに助け合いの活動が出来る「地域」については、「町内会(班)単位」が47.1%と最も高く、次いで「となり近所」(28.7%)、「わからない」(9.6%)等の順となっています。

【「地域」について】

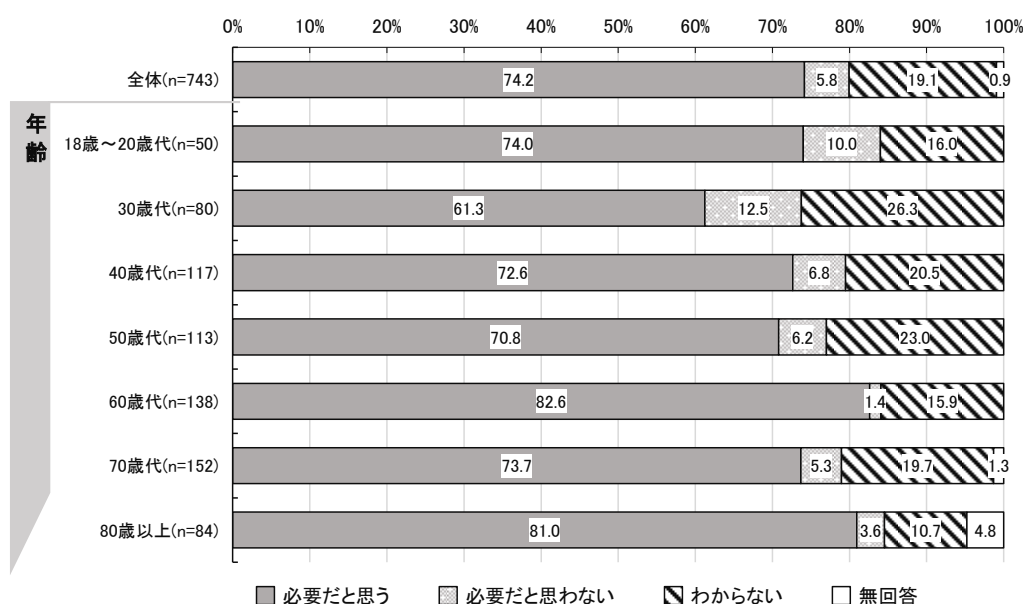


(4) 住民相互の自主的な助け合いの関係が必要だと思うか

住民相互の自主的な助け合いの関係が必要だと思うかについては、「必要だと思う」が74.2%と最も高く、次いで「わからない」(19.1%)、「必要だと思わない」(5.8%)の順となっています。

属性別にみると、30歳代の「必要だと思う」が他の年齢に比べて低くなっています。

【住民相互の自主的な助け合いの関係の必要性】

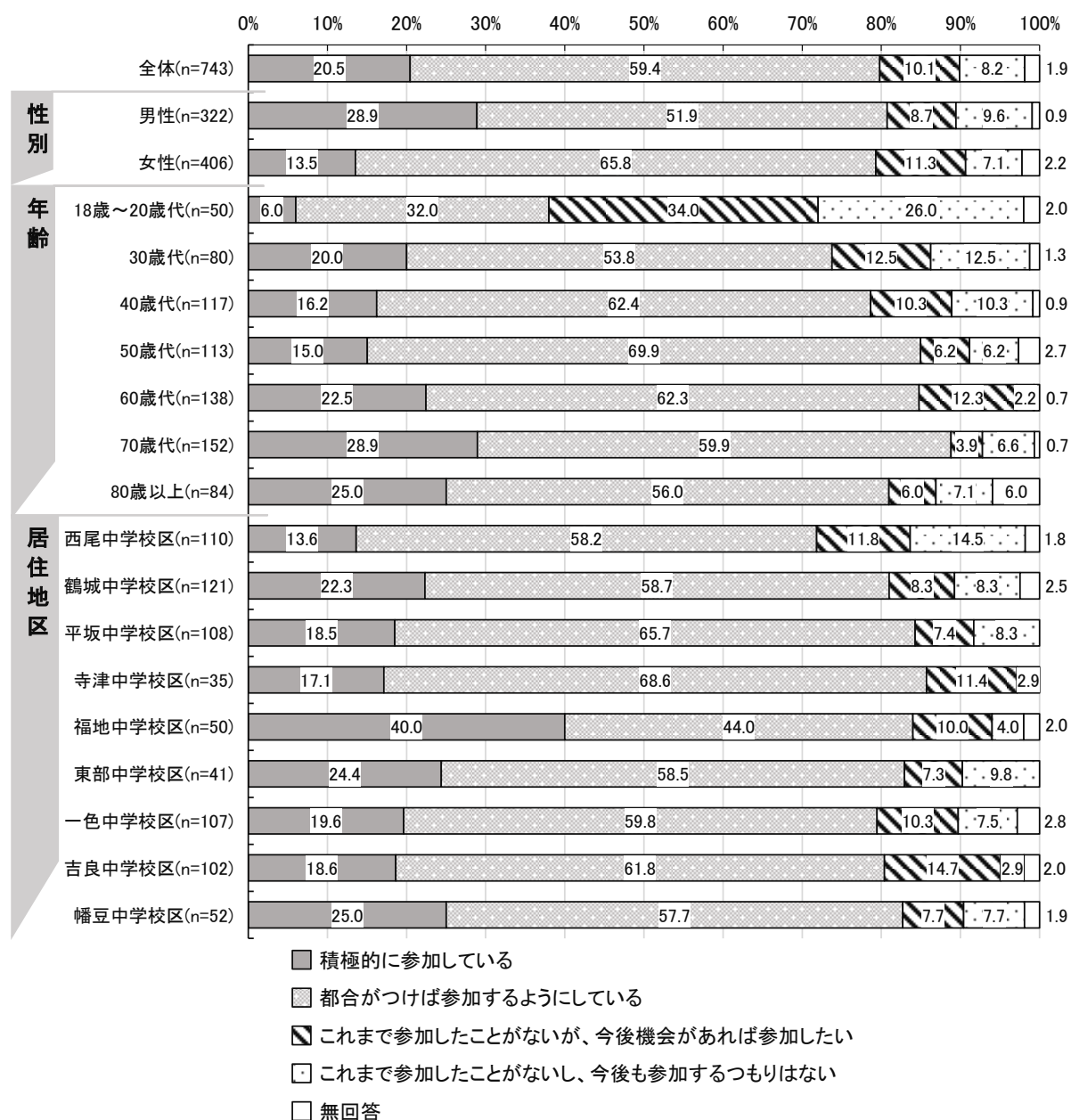


(5) 町内会行事などの地域活動への参加

町内会行事などの地域活動に参加しているかは、「都合がつけば参加するようにしている」が59.4%で最も高く、次いで「積極的に参加している」(20.5%)、「これまで参加したことがないが、今後機会があれば参加したい」(10.1%)等の順となっています。

属性別にみると、性別では、男性の「積極的に参加している」が女性に比べて15.4ポイント高くなっています。年齢別では、18歳～20歳代の「これまで参加したことがないが、今後機会があれば参加したい」が他の年齢に比べて高くなっており、年齢が上がるにつれて、「積極的に参加している」の割合が高くなっています。居住地区別では、福地中学校区の「積極的に参加している」が他の地区に比べて割合が高くなっています。

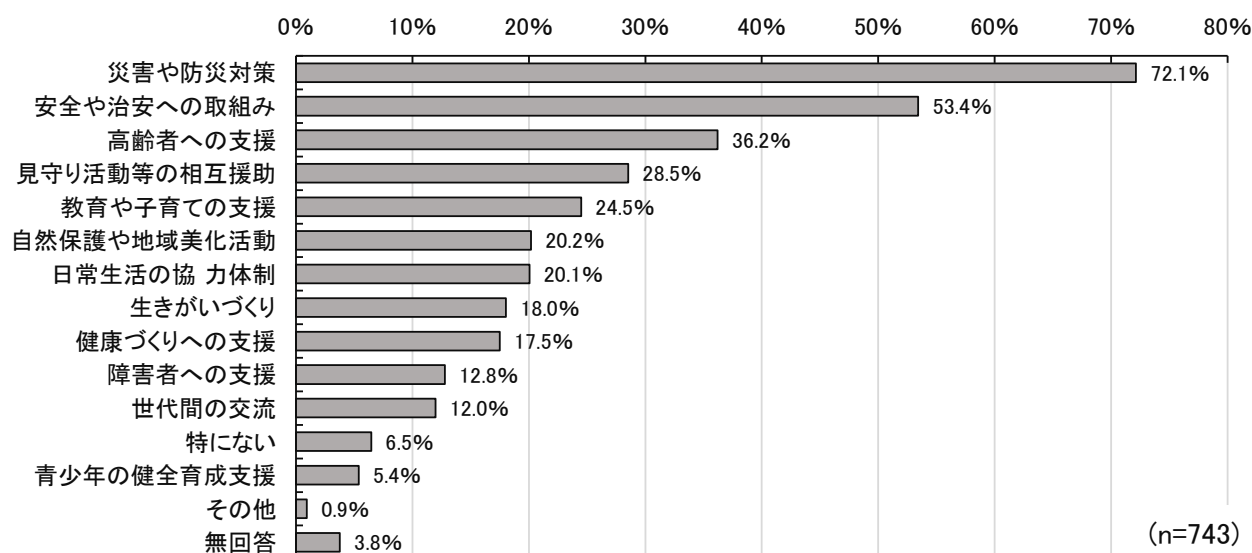
【地域活動の参加について】



(6) 地域の人が協力して取り組むものについて期待すること

地域としての役割や地域の人が協力して取り組むものについて期待することについては、「災害や防災対策」が72.1%と最も高く、次いで「安全や治安への取組」(53.4%)、「高齢者への支援」(36.2%)等の順となっています。

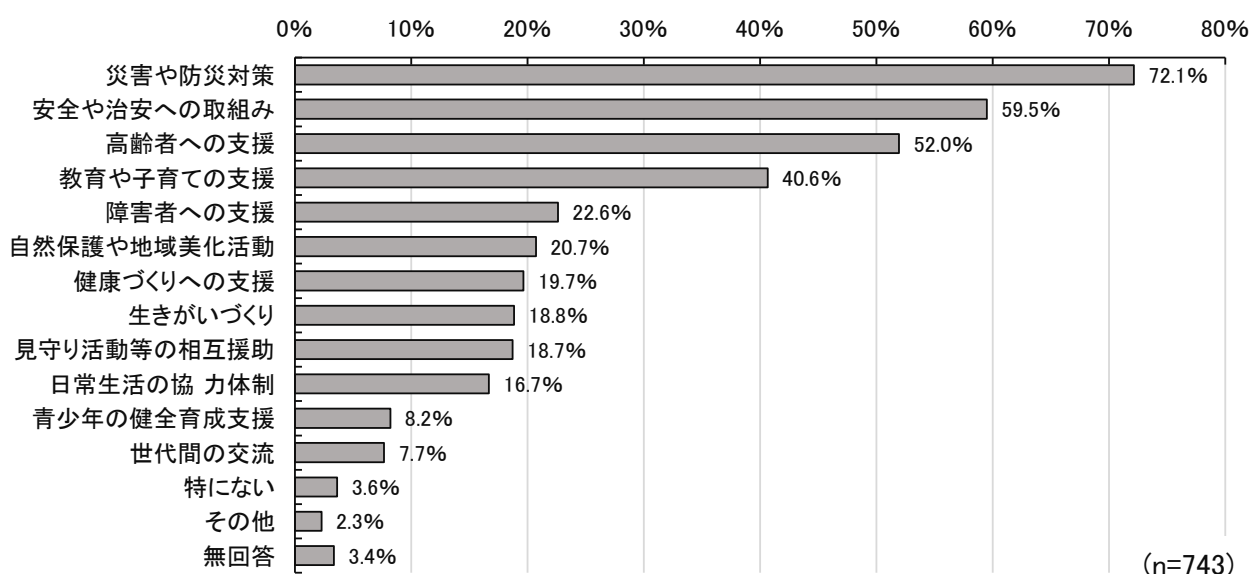
【地域としての役割や地域の人が協力して取り組むものについて期待すること】



(7) 行政に期待すること

行政に対して期待することについては、「災害や防災対策」が72.1%で最も高く、次いで「安全や治安への取組」(59.5%)、「高齢者への支援」(52.0%)等の順となっています。

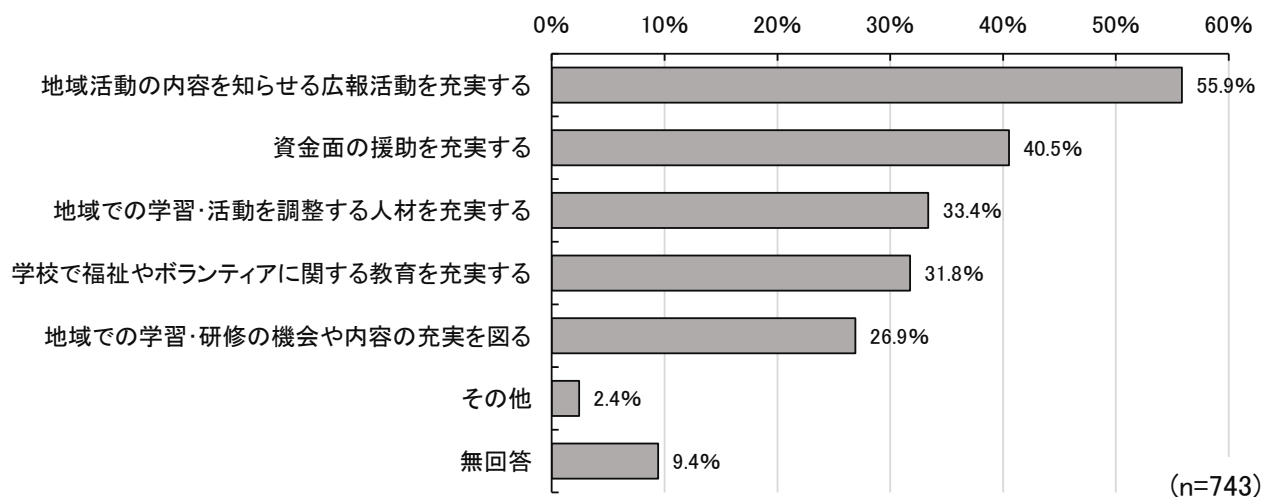
【行政に対して期待すること】



(8) ボランティア活動など地域での住民主体の活動

地域での住民主体の活動を活発にするために、今後重要だと考えることについては、「地域活動の内容を知らせる広報活動を充実する」が55.9%で最も高く、次いで「資金面の援助を充実する」(40.5%)、「地域での学習・活動を調整する人材を充実する」(33.4%)等の順となっています。

【住民主体の活動を活発にするために今後重要なこと】

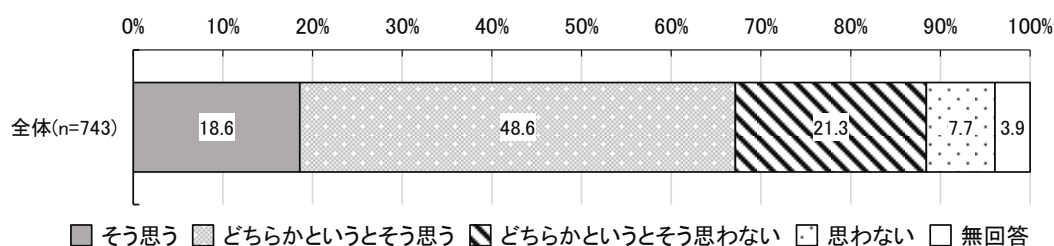


(9) 地域社会に支えられていると思うか

地域社会に支えられていると思うかについては、「どちらかといえばそう思う」が48.6%で最も高く、次いで「どちらかというともう思わない」(21.3%)、「そう思う」(18.6%)、「思わない」(7.7%)の順となっています。

“そう思う”の割合は、67.2%あります。

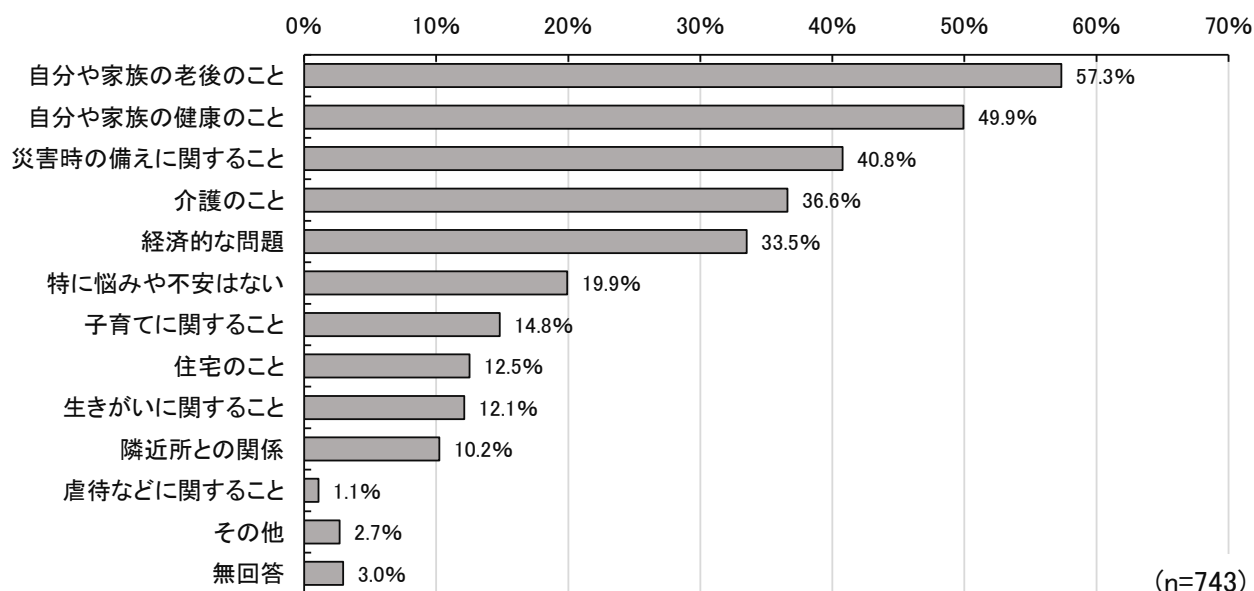
【地域社会に支えられていると思うか】



(10) 日々の生活での悩みや不安

日々の生活で悩みや不安を感じていることについては、「自分や家族の老後のこと」が57.3%で最も高く、次いで「自分や家族の健康のこと」(49.9%)、「災害時の備えに関すること」(40.8%)等の順となっています。

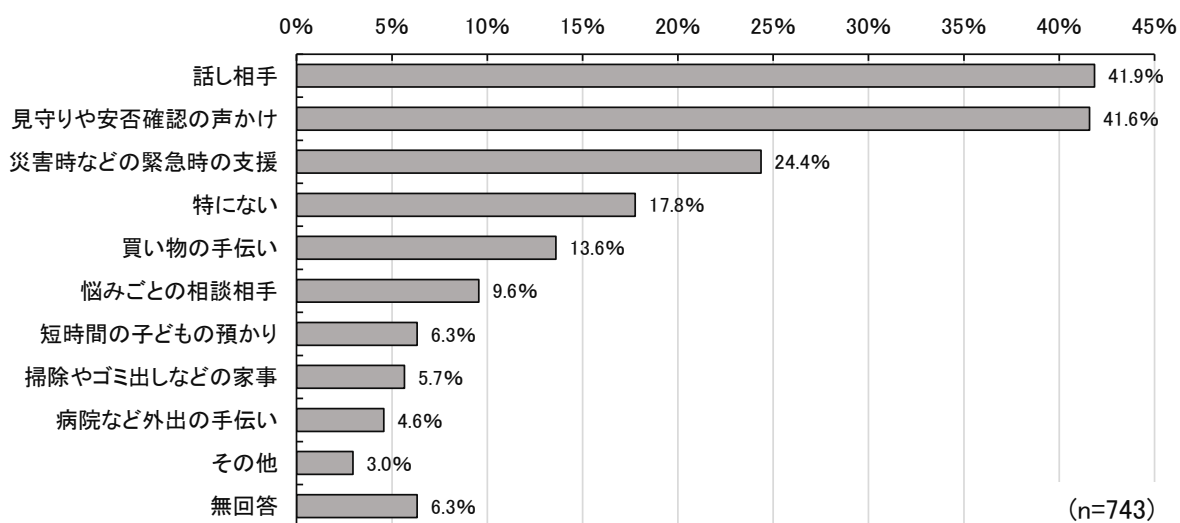
【日々の生活で悩みや不安を感じていること】



(11) できる手助け

困っている世帯があった場合、どのような手助けができるかについては、「話し相手」が41.9%で最も高く、次いで「見守りや安否確認の声かけ」(41.6%)、「災害時などの緊急時の支援」(24.4%)等の順となっています。

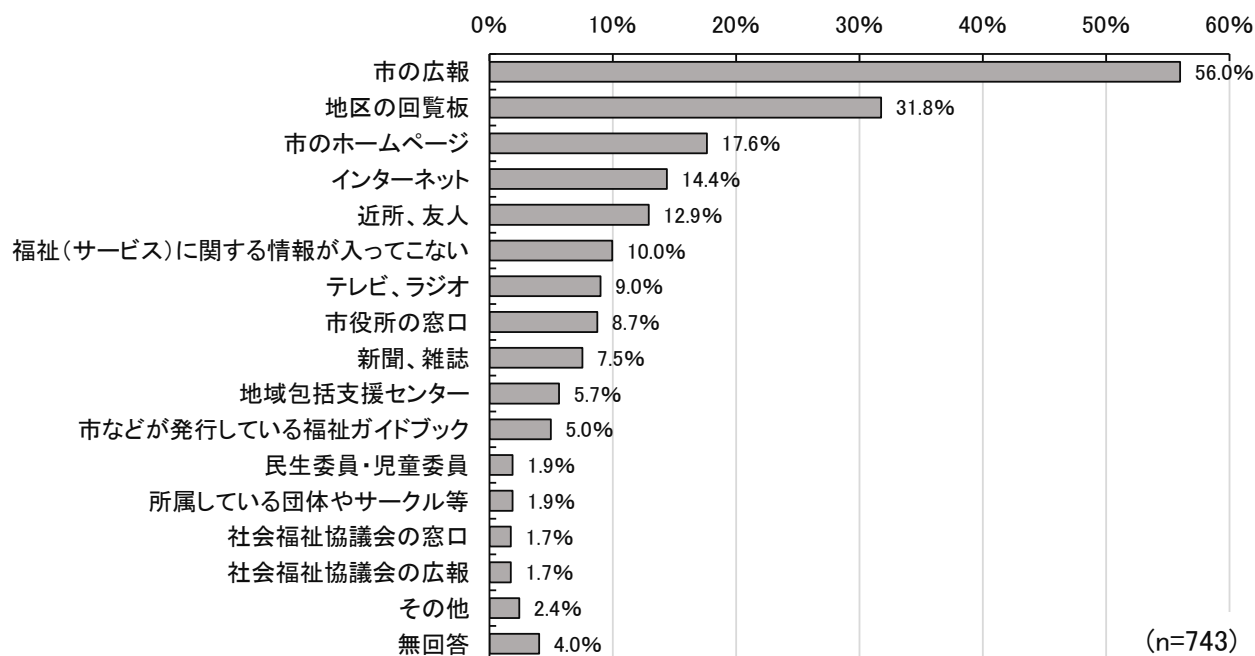
【どのような手助けができるか】



(12) 情報の入手先

福祉サービスに関する情報をどこから入手しているかについては、「市の広報」が56.0%で最も高く、次いで「地区の回覧板」(31.8%)、「市のホームページ」(17.6%)等の順となっています。

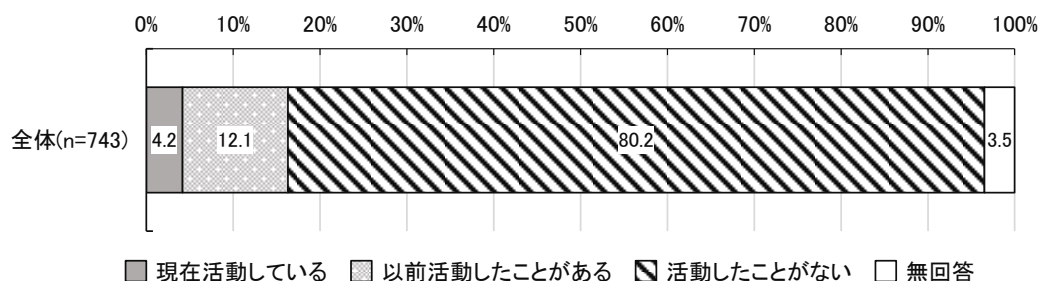
【福祉サービスに関する情報の入手先】



(13) ボランティア活動

福祉ボランティア活動や助け合い活動を行ったことがあるかについては、「現在活動している」が4.2%、「以前活動したことがある」が12.1%、「活動したことがない」が80.2%となっています。

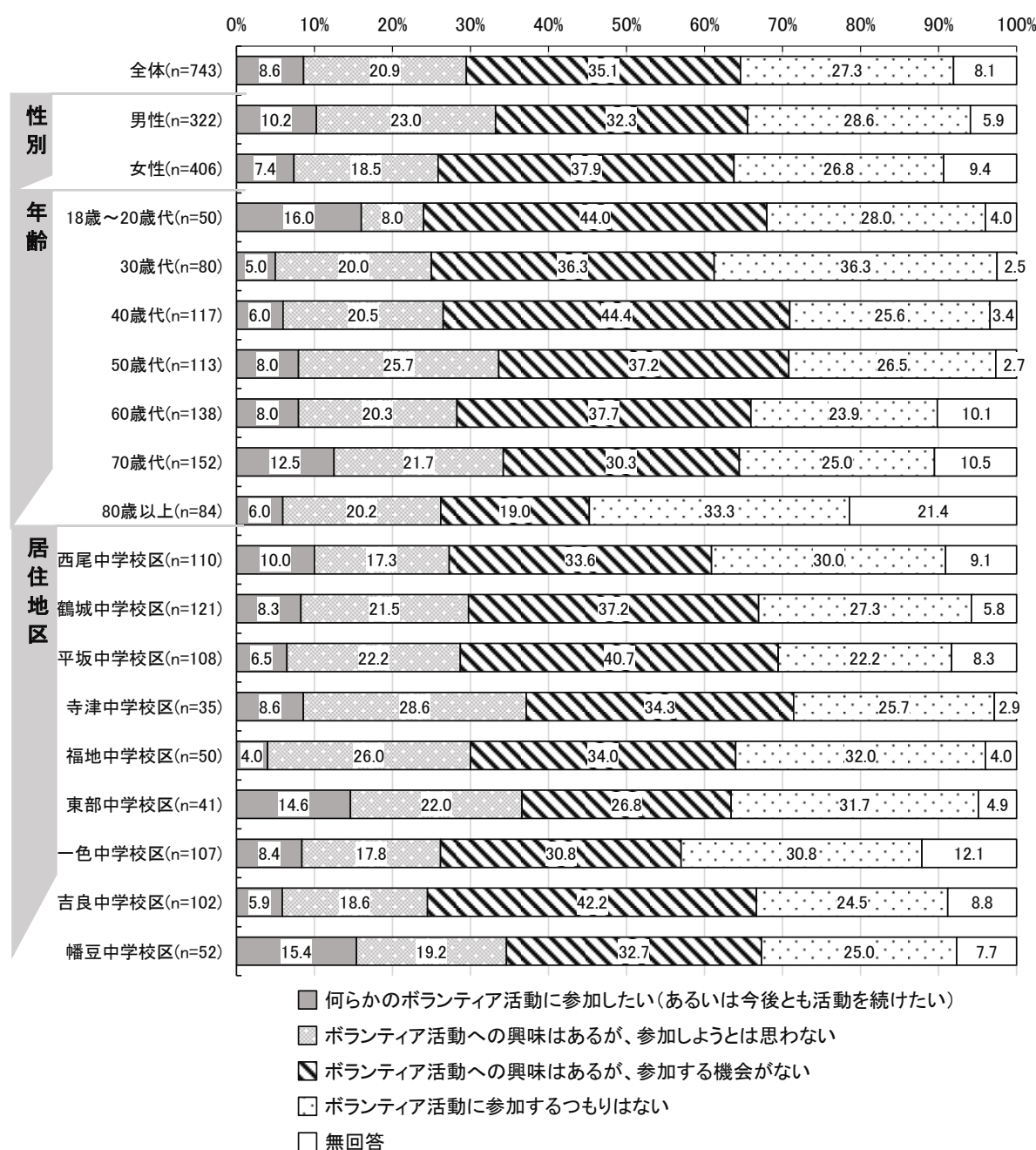
【福祉ボランティア活動や助け合い活動の経験の有無】



(14) ボランティア活動に興味や参加の意向

ボランティア活動に興味や参加の意向があるかについては、「ボランティア活動への興味はあるが、参加する機会がない」が35.1%で最も高く、次いで「ボランティア活動に参加するつもりはない」(27.3%)、「ボランティア活動への興味はあるが、参加しようとは思わない」(20.9%)、「何らかのボランティア活動に参加したい(あるいは今後とも活動を続けたい)」(8.6%)の順となっています。

属性別にみると、年齢別では、18歳～20歳代で「何らかのボランティア活動に参加したい(あるいは今後とも活動を続けたい)」が他の年代に比べて高くなっています。

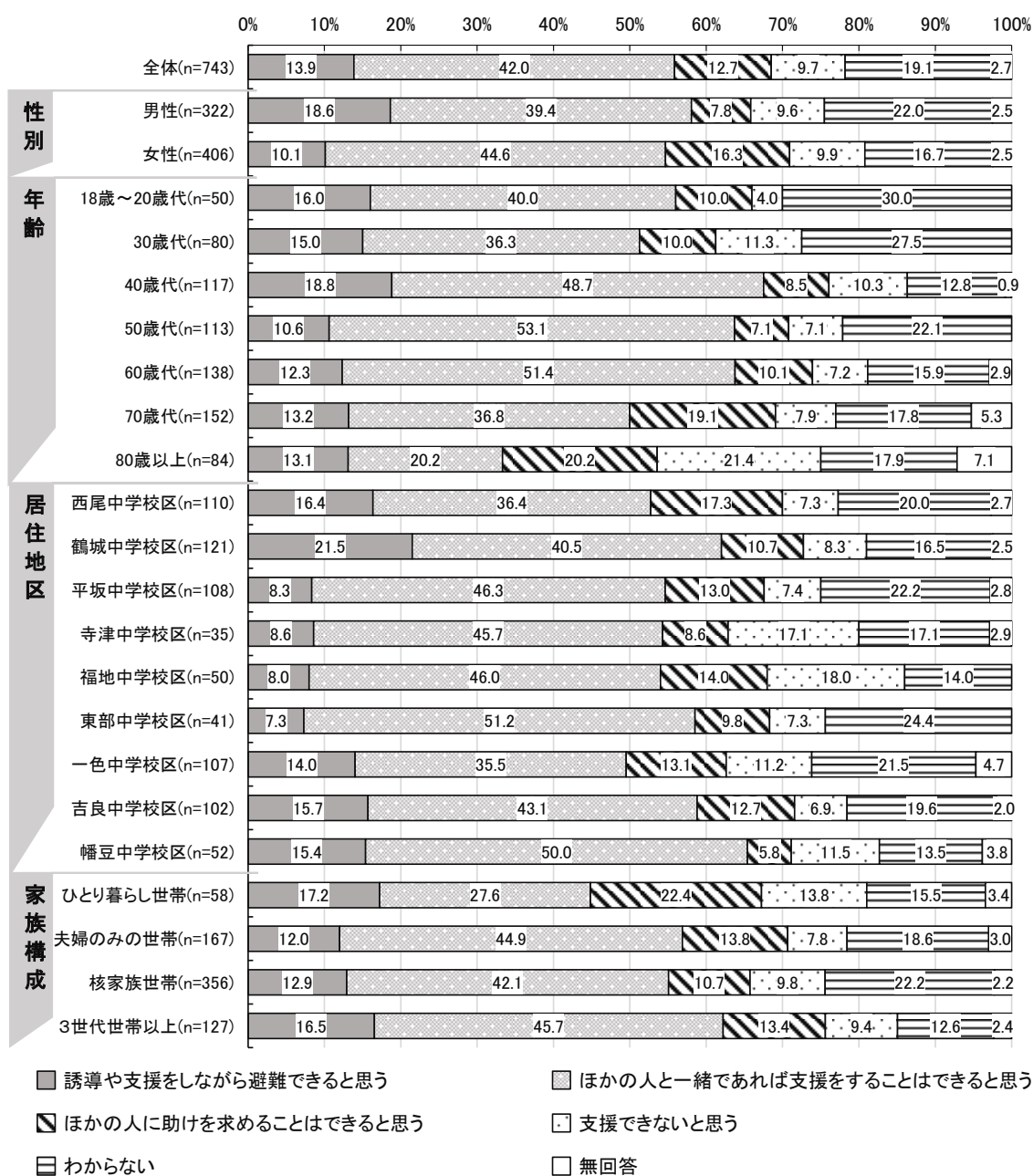


(15) 災害が起こった場合、支援できること

災害が起こった場合に、支援が必要な近所の人に対して直接できることについては、「ほかの人と一緒にあれば支援をすることは出来ると思う」が42.0%で最も高く、次いで「わからない」(19.1%)、「誘導や支援をしながら避難できると思う」(13.9%)等の順となっています。

属性別にみると、性別では男性の「誘導や支援をしながら避難できると思う」の割合が女性に比べて高くなっています。年齢別では80歳以上で「支援できないと思う」の割合が他の年代に比べて高くなっています。居住地区別では、鶴城中学校区で「誘導や支援をしながら避難できると思う」が他の地区に比べて高くなっています。家族構成別では、ひとり暮らし世帯で「ほかの人と一緒にあれば支援をすることは出来ると思う」が他の家族構成に比べて低くなっています。

【支援が必要な近所の人に対して直接できること】

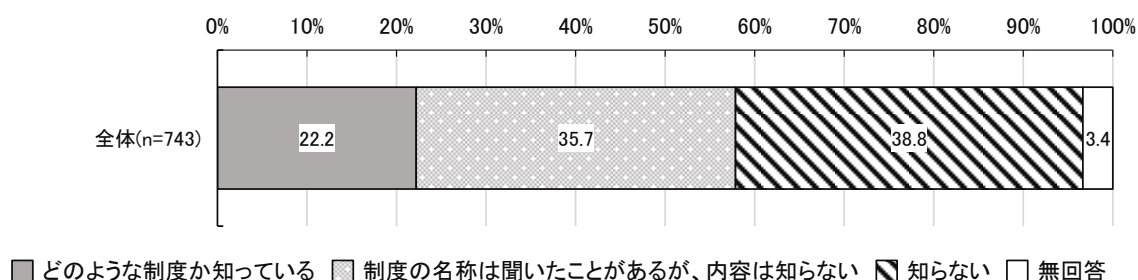


(16) 成年後見制度

成年後見制度の認知については、「どのような制度か知っている」が22.2%、「制度の名称は聞いたことがあるが、内容は知らない」が35.7%、「知らない」が38.8%となっています。

“知らない”が74.5%あります。

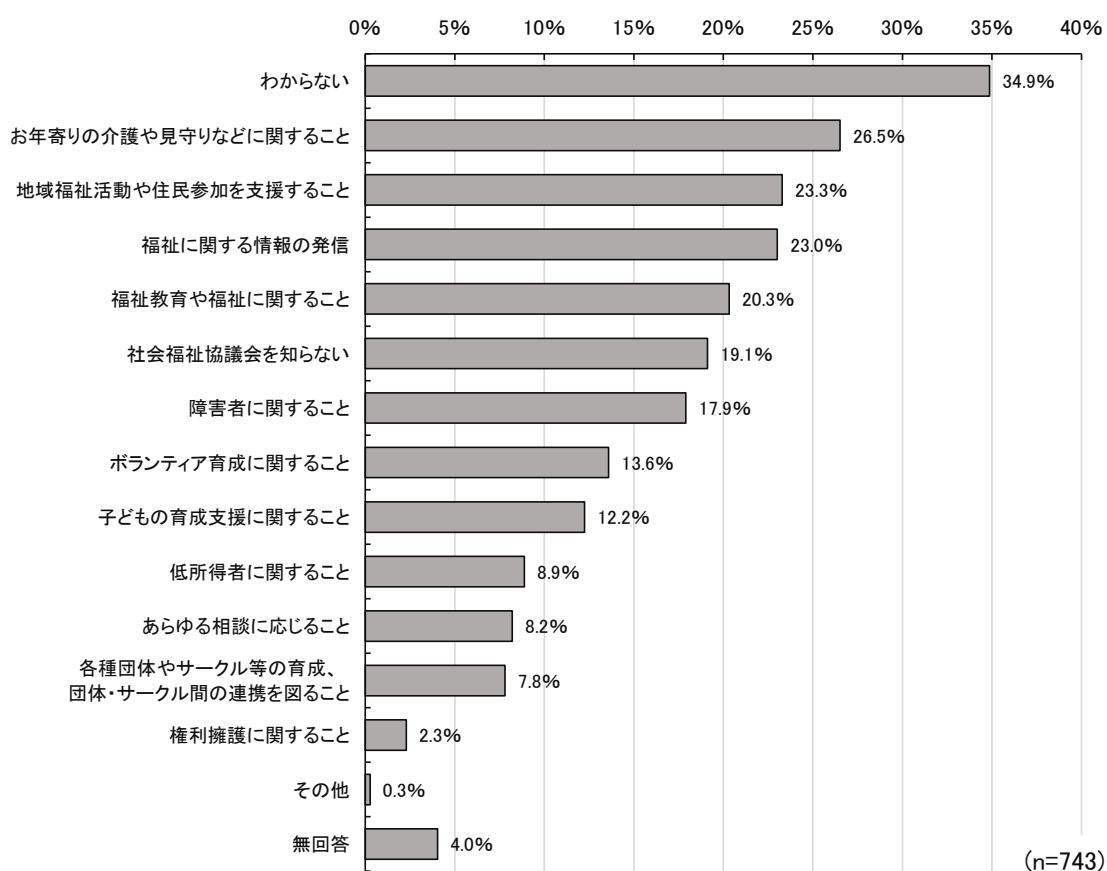
【成年後見制度について】



(17) 社会福祉協議会の活動

社会福祉協議会の活動のうち知っているものについては、「わからない」が34.9%で最も高く、次いで「お年寄りの介護や見守りなどに関すること」(26.5%)、「地域福祉活動や住民参加を支援すること」(23.3%)等の順となっています。

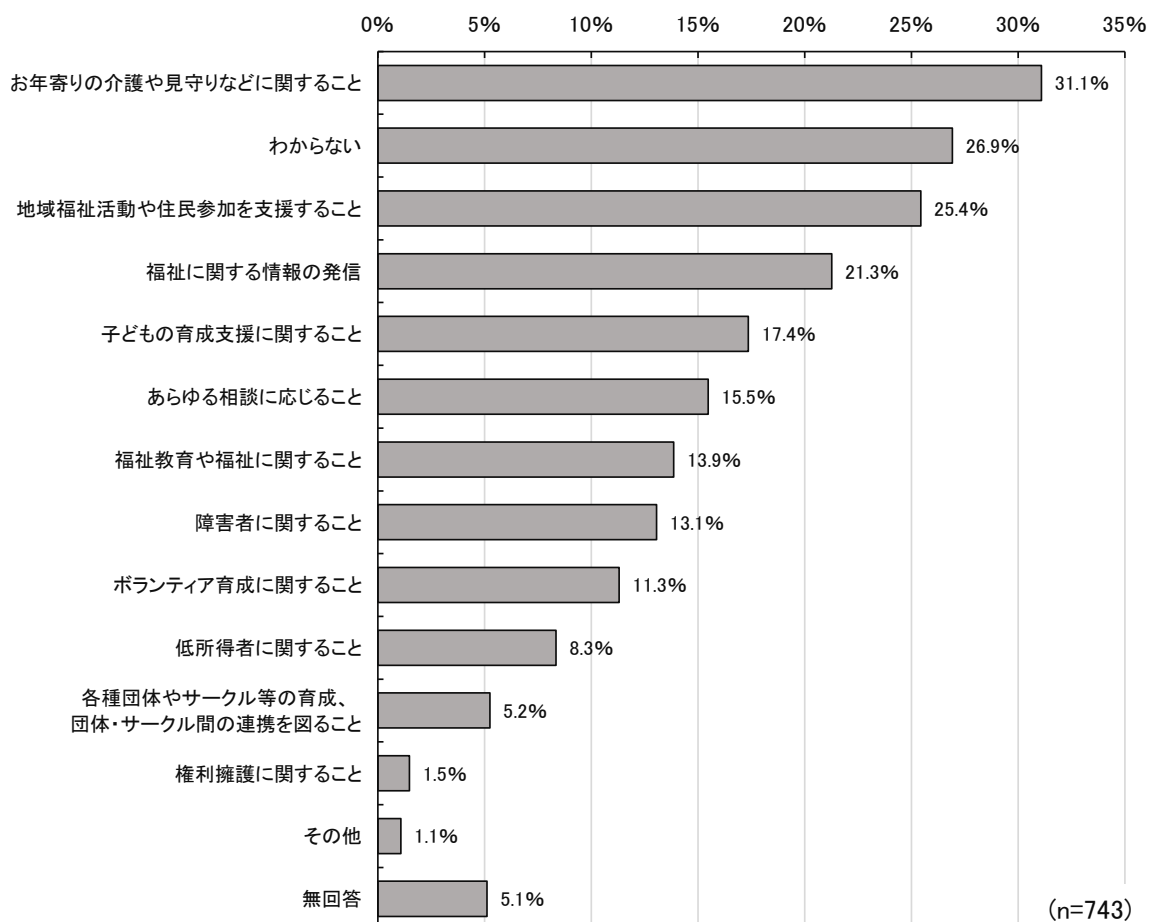
【社会福祉協議会の活動について知っていること】



(18) 社会福祉協議会に期待すること

社会福祉協議会に今後期待することについては、「お年寄りの介護や見守りなどに関すること」が31.1%で最も高く、次いで「わからない」(26.9%)、「地域福祉活動や住民参加を支援すること」(25.4%)等の順となっています。

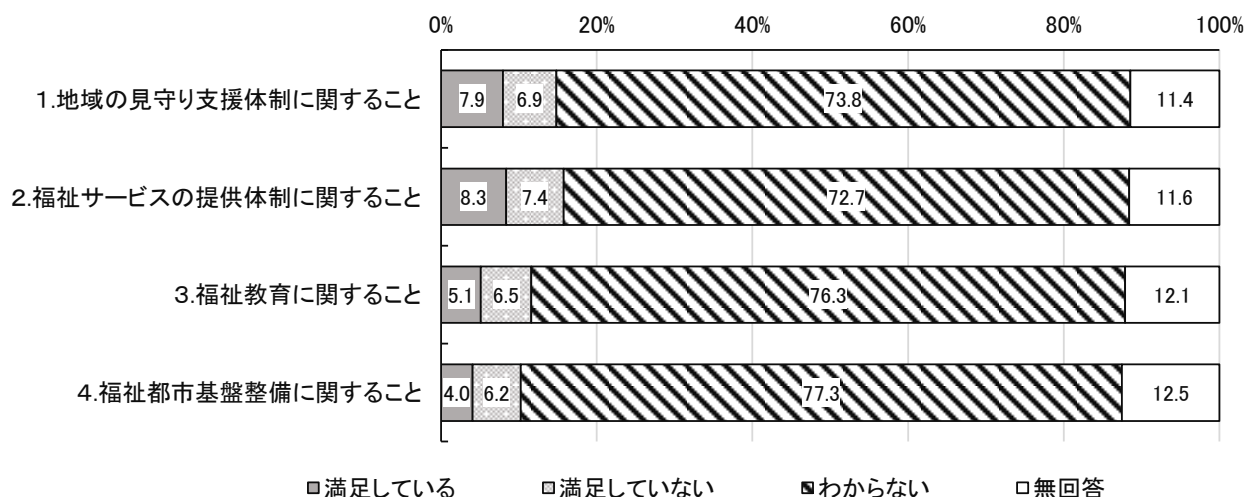
【社会福祉協議会に今後期待すること】



(19) 市の地域福祉活動における各項目の取組

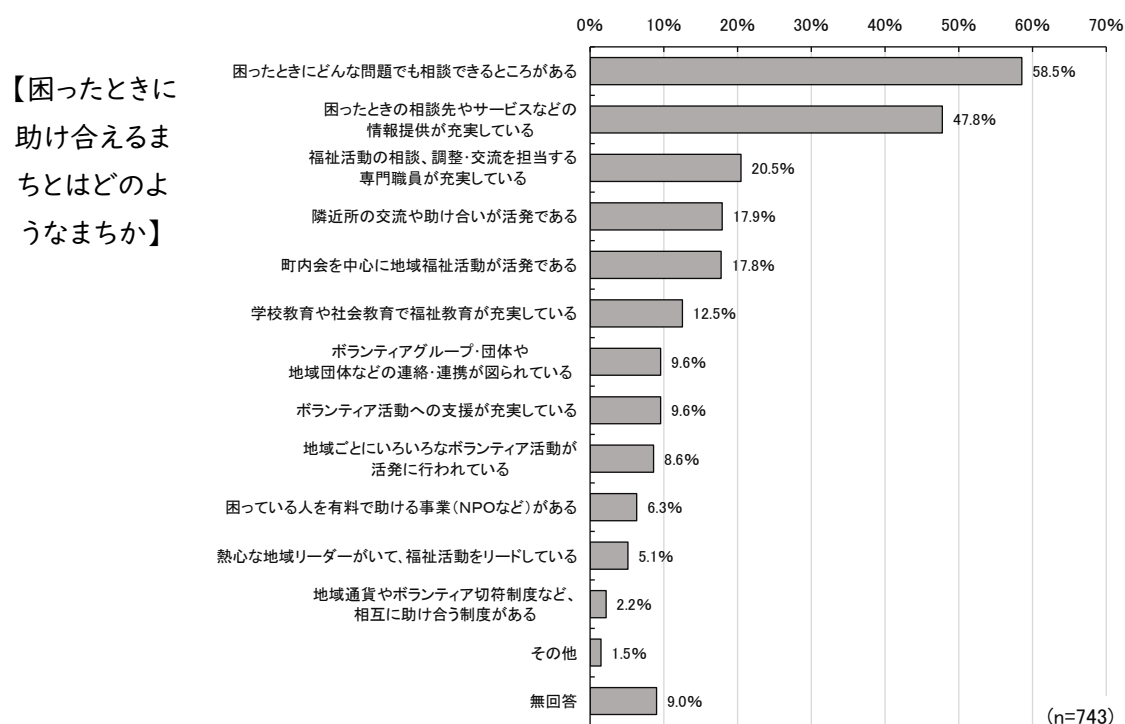
市の地域福祉活動における各項目の取組については、どの項目も「わからない」の割合が最も高く、「満足している」については、2. 福祉サービスの提供体制に関すること(8.3%)、1. 地域の見守り支援体制に関すること(7.9%)等の順となっています。

【地域福祉活動における取組について】



(20) 困ったときに助け合えるまち

困ったときに助け合えるまちとはどのようなまちだと思うかについては、「困ったときにどんな問題でも相談できるところがある」が58.5%で最も高く、次いで「困ったときの相談先やサービスなどの情報提供が充実している」(47.8%)、「福祉活動の相談、調整・交流を担当する専門職員が充実している」(20.5%)等の順となっています。

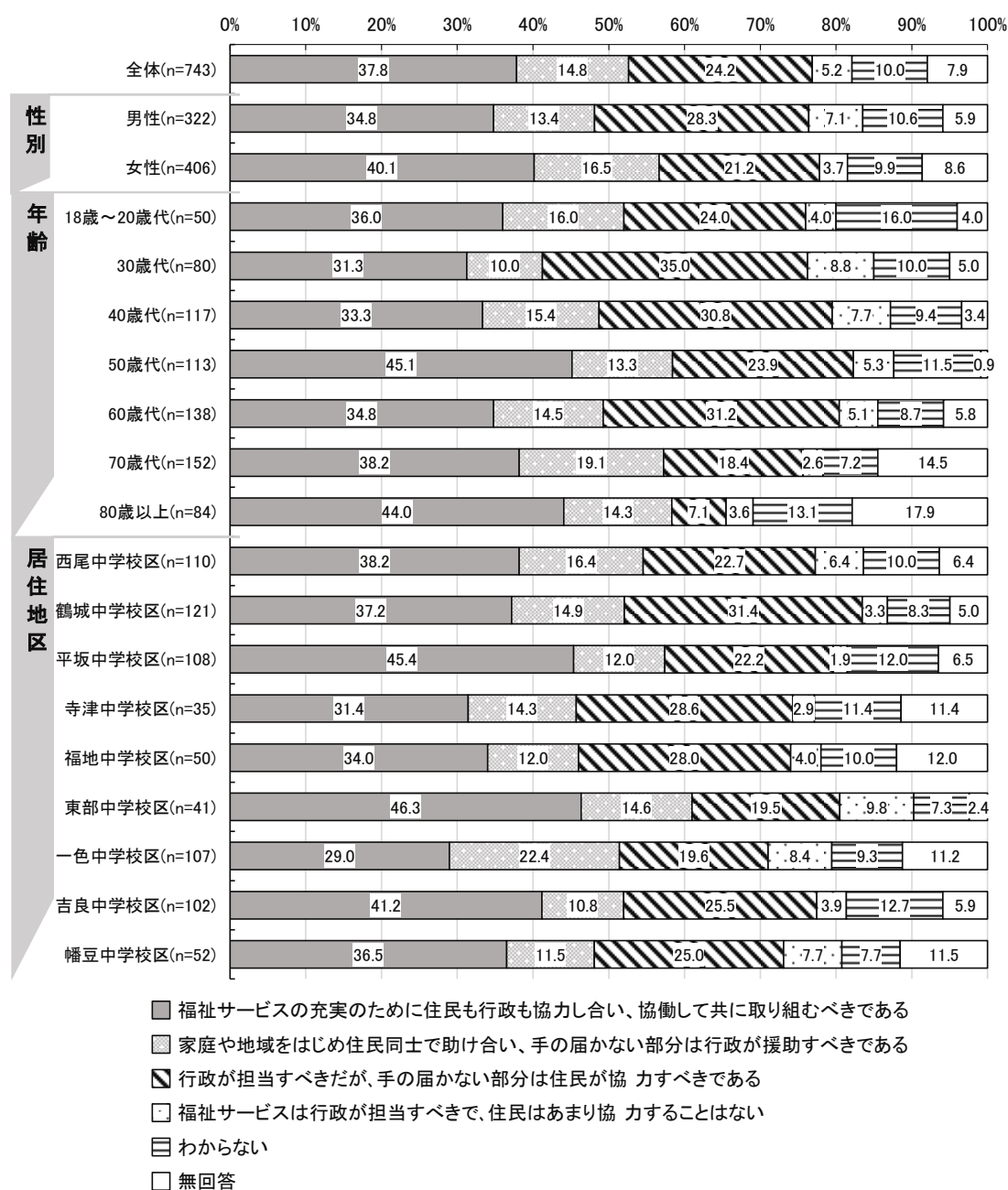


(21) 住民と行政との関係

住民と行政との関係はどうあるべきかについては、「福祉サービスの充実のために、住民も行政も協力し合い、協働して共に取り組むべきである」が37.8%で最も高く、次いで「行政が担当すべきだが、手の届かない部分は住民が協力すべきである」(24.2%)、「家庭や地域をはじめ住民同士で助け合い、手の届かない部分は行政が援助すべきである」(14.8%)等の順となっています。

属性別にみると、居住地区別では、一色中学校区で「福祉サービスの充実のために、住民も行政も協力し合い、協働して共に取り組むべきである」が他の地区に比べて低くなっています。

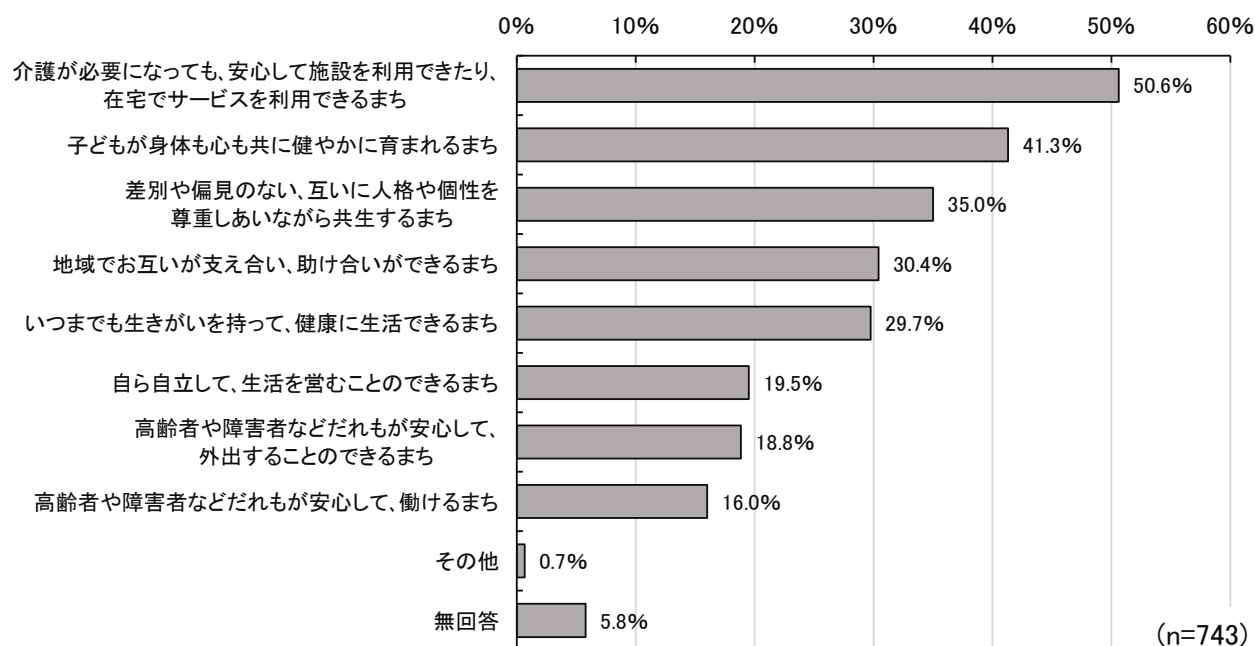
【住民と行政との関係について】



(22) 西尾市をどんなまちにしたいか

西尾市をどんな「福祉のまち」にしたいかについては、「介護が必要になっても、安心して施設を利用できたり、在宅でサービスを利用できるまち」が50.6%で最も高く、次いで「子どもが身体も心も共に健やかに育まれるまち」(41.3%)、「差別や偏見のない、互いに人格や個性を尊重しあいながら共生するまち」(35.0%)等の順となっています。

【西尾市をどんな「福祉のまち」にしたいか】



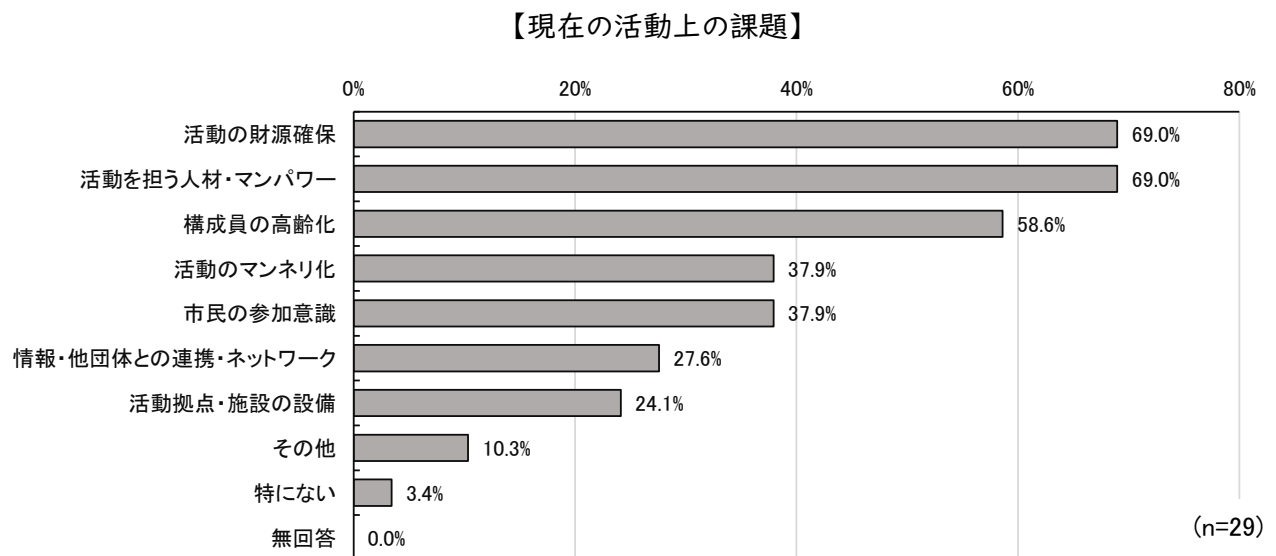
2 各種団体調査

本調査は「第4次地域福祉計画」の策定に向けて、「地域福祉」に関するお考えやご意見について
 おうかがいし、計画策定の基本資料とするために令和5年10月に実施しました。回答団体は以下の
 とおりです。

車いすダンス KIRARI(キラリ)/西尾市民生委員・児童委員協議会/特定非営利活動法人ハートネ
 ット西尾/西尾聴覚障害者協会/西尾パール卓球クラブ/要約筆記サークルにしお/手話サークルくす
 の木/西尾市赤十字奉仕団/社会福祉法人西尾市社会福祉協議会/西野町南部高齢者生活支援
 協議会/西尾保護区保護司会/子育て支援にこにこ/一南小空き教室運営委員会/手話サークル虹/
 西尾お母さんの会/西尾市ボランティア協議会/西尾市母子寡婦福祉会/特定非営利活動法人多文
 化共生サポート Adagio/一色防災ネットワーク/西尾市更生保護女性会/西尾市国際交流協会/西
 尾市老人クラブ連合会/西尾市国際交流会/西尾市地域包括支援センター/西尾市手をつなぐ育成
 会

(1) 現在の活動上の課題

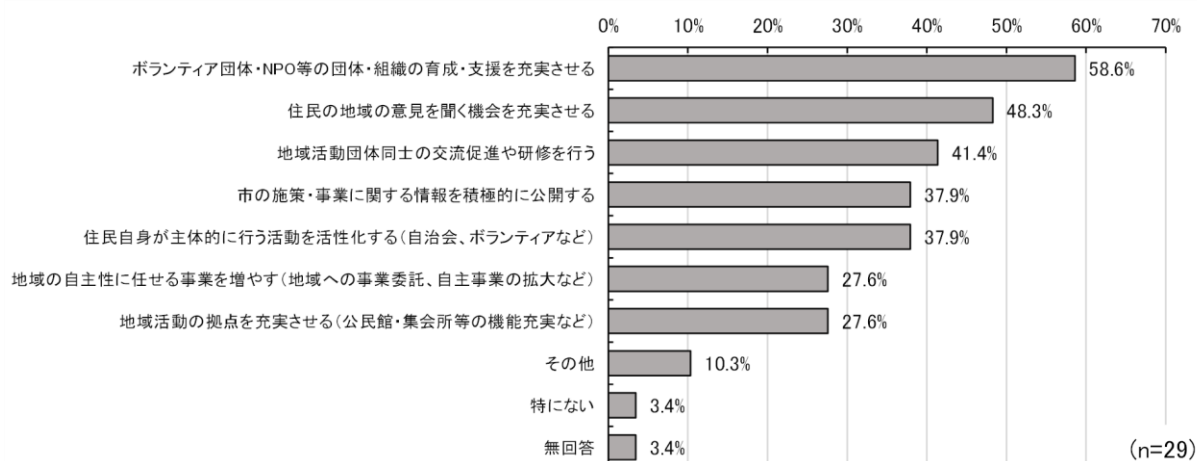
現在の活動上の課題は、「活動の財源確保」が 69.0%、「活動を担う人材・マンパワー」が
 64.0%、「構成員の高齢化」が 56.0%等となっており、財源、人材、高齢化が挙げられています。



(2) 住民と行政が協働するために必要なこと

住民と行政が協働するために必要なことについては、「ボランティア団体・NPO等の団体・組織の育成・支援を充実させる」が58.6%、「住民の地域の意見を聞く機会を充実させる」が48.3%、「地域活動団体同士の交流促進や研修を行う」が41.4%、「市の施策・事業に関する情報を積極的に公開する」、「住民自身が主体的に行う活動を活性化する（自治会、ボランティアなど）」がいずれも37.9%となっています。

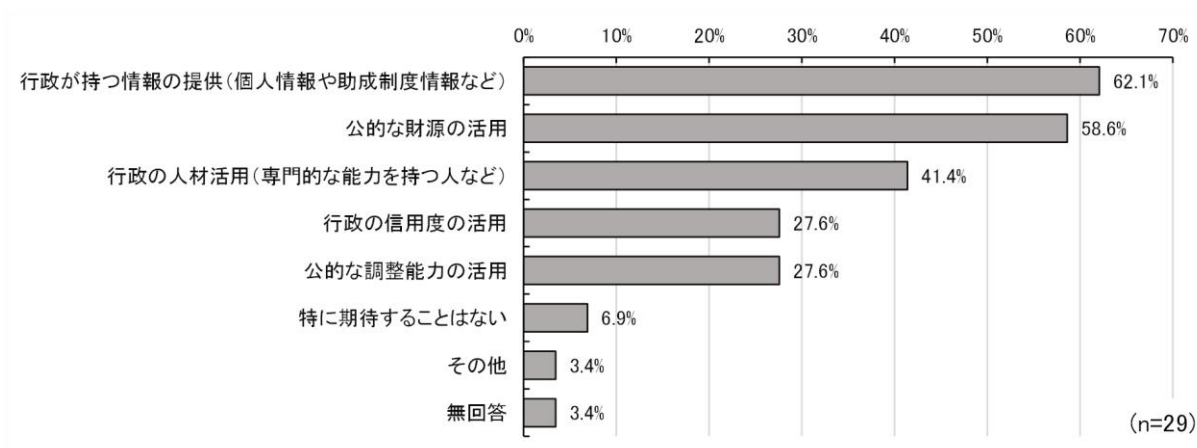
【協働するために必要なこと】



(3) 行政と協働する上で、行政が担う役割

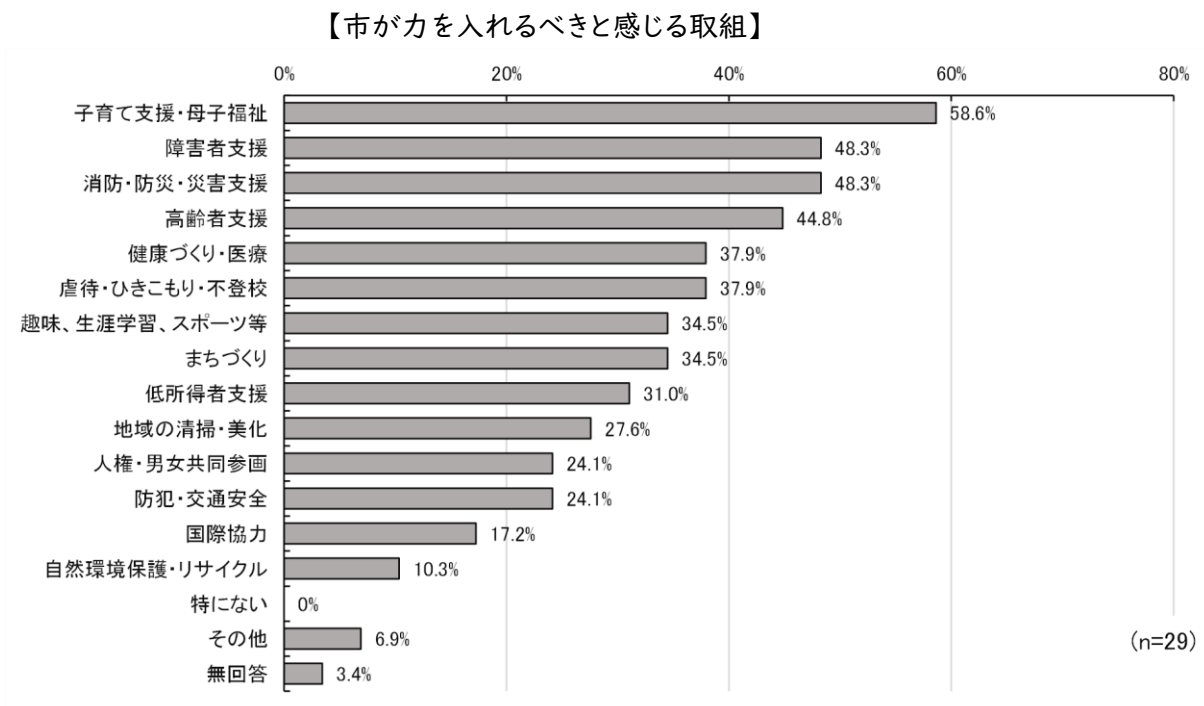
行政と協働する上で、行政が担う役割として期待することについては、「行政が持つ情報の提供（個人情報や助成制度情報など）」が62.1%、「公的な財源の活用」が58.6%、「行政の人材活用（専門的な能力を持つ人など）」が41.4%等となっています。

【協働する上で、行政が担う役割】



(4) 市が力を入れるべきと感じる取組

市が力を入れるべきと感じる取組については、「子育て支援・母子福祉」が 58.6%、次いで「障害者支援」と「消防・防災・災害支援」がそれぞれ 48.3%、「高齢者支援」が 44.8%となっています。



3 現計画の点検・評価

(1) 評価の方法

本評価は、西尾市地域福祉計画・地域福祉活動計画（令和6年度～）策定の基礎資料とするために、現行の地域福祉計画の基本方針ごと、それぞれに位置付けられている施策の事業ごとに、令和4年度の状況について、「AからEの達成度」、「次期計画に向けて、考えられる課題や必要な取組」、「拡充」、「維持」、「効率化・統合」、「休・廃止」の方向について、担当課において自己評価を行ったものです。

(2) 評価の基準

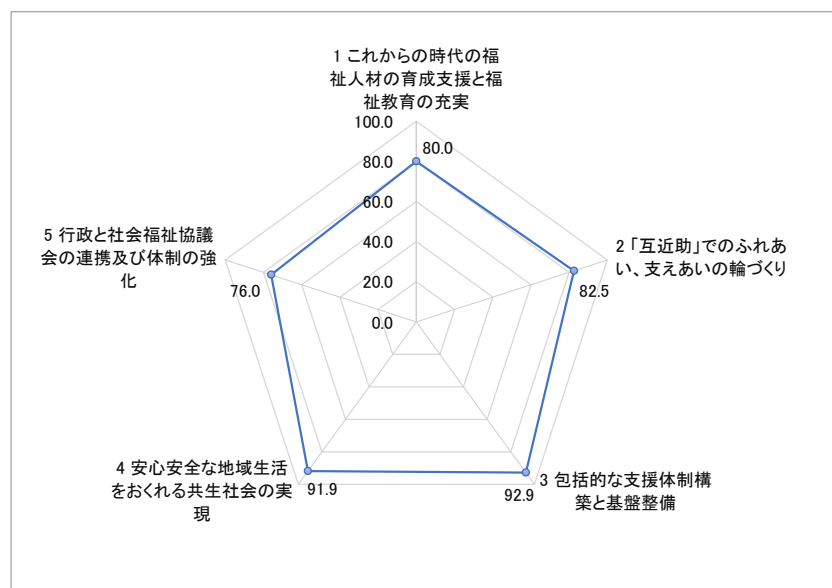
達成度	評価内容	達成状況
A	計画に掲げた施策を達成した。	80～100%
B	計画に掲げた施策を概ね達成した。	60～80%程度
C	現在、施策の達成に向けて動いている。 （半分程度実施した）	40～60%程度
D	現在、施策の達成に向けて動き始めている。 （施策に着手し、動き始めることはできた）	20～40%程度
E	現在、ほとんど手をつけていない。 （施策に着手することができなかった）	20%未満

(3) 評価結果

先述の評価の基準で、主な事業・取組ごとの採点を行い、集計した結果、計画全体の評価点は89.6点となっています。

また、主な基本目標ごとの評価点は、基本目標1 これからの時代の福祉人材の育成支援と福祉教育の充実が80.0点、基本目標2 「互近助」でのふれあい、支えあいの輪づくりが82.5点、基本目標3 包括的な支援体制構築と基盤整備が92.9点、基本目標4 安心安全な地域生活をおくれる共生社会の実現が91.9点、基本目標5 行政と社会福祉協議会の連携及び体制の強化が76.0点となっています。

●計画内容ごとの評価点



この評価は、毎年度終了ごとに実施し、計画の PDCA のために行っているもので、次年度の事業・取組に活かされています。

評価結果としては、事業・取組については、概ね順調に進んでいますが、基本目標5 行政と社会福祉協議会の連携及び体制の強化についてが76.0点と低くなっています。

(4) 今後の方向

主な事業・取組ごとの今後の方向では、「継続」が90、「完了」が1となっています。

●施策ごとの方向

基本目標		施策の方向	「継続」	「完了」	計
1	これからの時代の福祉人材の育成支援と福祉教育の充実		8	1	9
2	「互近助」でのふれあい、支えあいの輪づくり		8	0	8
3	包括的な支援体制構築と基盤整備		42	0	42
4	安心安全な地域生活をおくれる共生社会の実現		27	0	27
5	行政と社会福祉協議会の連携及び体制の強化		5	0	5
計			90	1	91

※計画に掲げられている事業・取組を単位としている。

4 地域福祉推進の課題

市民アンケート結果や団体アンケート、近年の福祉の動向を踏まえた、西尾市の地域福祉の課題は次のとおりと把握します。

(1) 「互(ご)近(きん)助(じょ)」でのふれあい、支え合いの輪づくり

市民アンケートでは、住民が互いに助け合いの活動が出来る「地域」については、「町内会(班)単位」が47.1%と最も高くなっています。住民相互の自主的な助け合いの関係が必要だと思うかについては、「必要だと思う」が74.2%となっています。さらに、地域社会に支えられていると思うかについては、“そう思う”の割合は、67.2%あります。この結果は、「互(ご)近(きん)助(じょ)」でのふれあい、支え合いの大切さを裏付けています。

また、困っている世帯があった場合、どのような手助けができるかについては、「話し相手」が41.9%で最も高く、次いで「見守りや安否確認の声かけ」(41.6%)が高くなっています。

お互いさまの気持ちで、身近なところで助けあえるために「互(ご)近(きん)助(じょ)」での交流や市民協働を、これまで以上に充実すること。関係団体への支援や連携強化に努めるとともに、世代間・地域住民間の交流を促進することが必要と考えられます。

(2) 福祉人材の育成支援と福祉教育の充実

「ボランティア活動への興味はあるが、参加する機会がない」が35.1%で最も高く、参加の機会づくりが必要と考えられます。しかも、年齢別では、18歳～20歳代で「何らかのボランティア活動に参加したい(あるいは今後とも活動を続けたい)」が他の年代に比べて高くなっていることから、若い層の参加を働きかけることが今後必要と思われます。

地域福祉に携わる優秀な人材の育成や定着に向け、参加を働きかけるとともに、その基礎となる福祉教育を充実させること。また、地域の福祉リーダーの養成、ボランティア活動の充実に向けた支援が求められていると言えます。

(3) 包括的な支援体制構築と基盤整備

困ったときに助け合えるまちとはどのようなまちだと思うかについては、「困ったときにどんな問題でも相談できるところがある」が58.5%で最も高く、次いで「困ったときの相談先やサービスなどの情報提供が充実している」(47.8%)、「福祉活動の相談、調整・交流を担当する専門職員が充実している」(20.5%)等の順となっています。

これまで分野別、年齢別に縦割りだった支援を当事者を中心とした「包括的」な支援とし、個人やその世帯の地域生活課題を把握・解決し、自立に向けて寄り添う「包括的支援体制」をつくることが大切であると考えられます。

また、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごと』つながること、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会、孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会が求められています。

そのため、重層的支援体制整備と専門職による多職種連携や地域住民等と協働する地域連携を進めることが必要です。

近年、問題になっている生活困窮者対策や子どもの貧困については、行政でも制度にのっとった対策を行っていますが、子育てと仕事を両立させ、安定した生活を送るための収入を確保することや、本人のやる気や努力で、将来の進路を複数から選択できる社会に向け、親の経済力や子どもへの影響に関する意識の変化にあわせた、格差の是正に向けた取組が必要となります。

(4) 安心安全な地域生活をおくれる共生社会の実現

地域での住民主体の活動を活発にするために、今後重要だと考えることについては、「地域活動の内容を知らせる広報活動を充実する」が55.9%で最も高くなっています。このことは、“知らせる”ことが大切だと考えられます。

日々の生活で悩みや不安を感じていることについては、「自分や家族の老後のこと」が57.3%で最も高く、次いで「自分や家族の健康のこと」(49.9%)、「災害時の備えに関すること」(40.8%)等の順となっています。

地域住民が役割を理解し、互いに支えあいながら安心安全に暮らすことができる地域社会をつくり、福祉サービスやネットワークを生かし、助けあいながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指す必要があります。

安心安全な地域の福祉力の向上のため、避難行動要支援者への対応や福祉避難所の設置だけでなく、地域での支援が必要な人の情報の共有や災害が起きたときにどのように行動するか、という意識づけを平時から繰り返し行うことが必要です。

また、こころのバリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりと安心して快適な暮らしを確保していく必要があります。

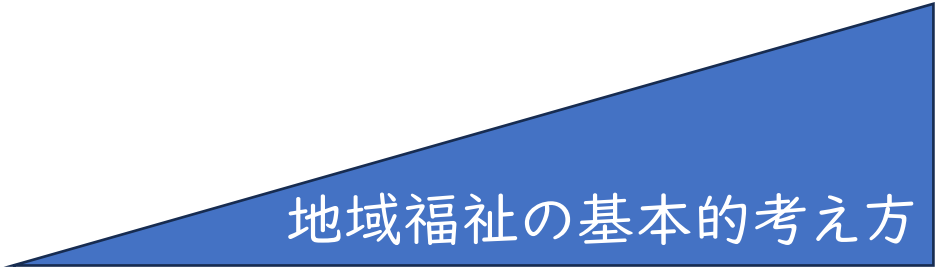
(5) 行政と社会福祉協議会の連携及び体制の強化

社会福祉協議会の活動のうち知っているものについては、「わからない」が34.9%で最も高く、次いで「お年寄りの介護や見守りなどに関すること」(26.5%)、「地域福祉活動や住民参加を支援すること」(23.3%)等の順となっています。

社会福祉協議会に今後期待することについては、「お年寄りの介護や見守りなどに関すること」が31.1%で最も高く、次いで「わからない」(26.9%)、「地域福祉活動や住民参加を支援すること」(25.4%)等の順となっています。

住民と行政との関係はどうあるべきかについては、「福祉サービスの充実のために、住民も行政も協力し合い、協働して共に取り組むべきである」が37.8%で最も高くなっていることから、地域福祉推進の中核的な組織である社会福祉協議会と行政が基本理念や方向性を共有することで、実践的な連携をより円滑に進め、これまで以上に地域に根ざした福祉のまちづくりを市民協働のもとに推進していくことが求められています。

これらの課題把握に対応して、地域福祉推進の基本目標を設定していきます。

A blue right-angled triangle pointing to the right, with the text '地域福祉の基本的考え方' written inside in white.

地域福祉の基本的考え方

第4章 地域福祉の基本的な考え方

1 基本理念

本市は「安心できる暮らしを支える健康・福祉のまちづくり」の実現を目指して、福祉分野においてさまざまな施策・事業を展開しています。

これからの地域福祉の推進においては、「誰もが困ったときに身近なところで支援を受けられる地域社会」「地域のつながりの中で、ともに支え、ともに生きる地域社会」「あらゆる主体の協働により福祉活動が実践されている地域社会」を目指して、「地域のつながりが生み出す 誰も取り残さない 共生の社会 西尾」を基本理念として、施策を推進します。

《基本理念》検討案

**地域のつながりが生み出す
誰も取り残さないまち 西尾**

2 基本目標

(1) 「互(ご)近(きん)助(じょ)」でのふれあい、支え合いの輪づくり

お互いさまの気持ちで、身近なところで助けあえるために「互(ご)近(きん)助(じょ)」での交流や市民協働を、これまで以上に充実します。町内会やコミュニティをはじめ、関係団体への支援や連携強化に努めるとともに、世代間・地域住民間の交流を促進します。

(2) 福祉人材の育成支援と福祉教育の充実

地域福祉に携わる優秀な人材の育成や定着に向け、その基礎となる福祉教育を充実させます。また、地域の福祉リーダーの養成、ボランティア活動の充実に向けた支援を進めます。

(3) 包括的な支援体制構築と基盤整備

支援のあり方が多様化する中、誰もが安心して住み慣れた地域で暮らし続けられる社会の実現に向けて福祉サービスを充実させます。特に一人ひとりに寄り添う相談体制と、社会的弱者への支援を充実するとともに、孤独・孤立に悩む人を取り残さず、当事者や家族が支援の声を上げやすい環境整備に努めます。そして、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応していく重層的支援体制整備を進めます。

(4) 安心安全な地域生活をおくれる共生社会の実現

地域住民が役割を理解し、互いに支えあいながら安心安全に暮らすことができる地域社会をつくり、福祉サービスやネットワークを生かし、助けあいながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指します。

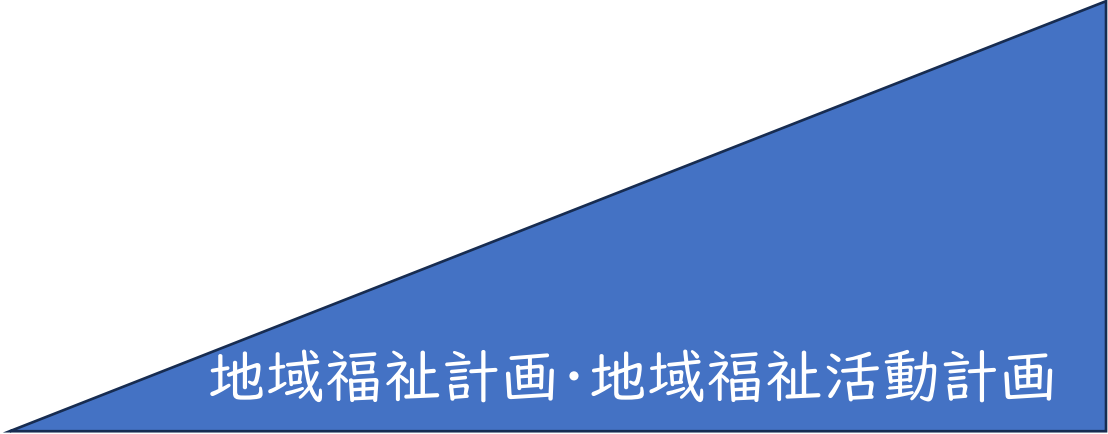
(5) 行政と社会福祉協議会の連携及び体制の強化

地域福祉推進の中核的な組織である社会福祉協議会と行政が基本理念や方向性を共有することとで、実践的な連携をより円滑に進め、これまで以上に地域に根ざした福祉のまちづくりを推進します。

3 施策の体系

基本目標	施策分野	
1 「互(ご)近(さん)助(じょ)」でのふれあい、支え合いの輪づくり	(1)交流活動の推進	①世代間交流の拡大
		②地域住民の交流促進と居場所づくり
		③多様な主体との交流
	(2)市民協働の推進	①協働体制の構築
		②スキルのある担い手とのマッチング
		③多様化する地域ニーズや地域課題への対応
	(3)各種団体等の活動支援	①各種団体の支援と連携強化
		②民生委員・児童委員等への支援の充実
2 福祉人材の育成支援と福祉教育の充実	(1)福祉専門職の確保育成とボランティアの支援	①地域における福祉リーダーの養成
		②ボランティア活動の啓発
		③ボランティア活動の充実と拠点整備
		④健康・福祉専門職の確保と育成
	(2)福祉学習・研修の推進	①学校教育における福祉教育の推進
		②家庭や地域での福祉に関する学習機会の提供
3 包括的な支援体制構築と基盤整備	(1)相談体制の充実	③職員の福祉に関する理解向上の推進
	(2)福祉サービス等の基盤整備と質の向上	①相談体制の充実と関係部署の連携強化
		②専門機関における相談支援の充実
	(3)地域包括支援体制の充実	③各種相談員による相談活動の充実と相互連携の強化
		①在宅福祉サービスの充実
	(4)支援が必要な人への体制強化	②地域に密着したサービスの展開
		③サービス提供者の質の向上に向けた支援
		①地域包括ケアシステムの深化・推進
		②総合事業の展開
		③虐待防止の推進
		④DV防止対策の推進
		⑤支援が必要な人に対する横断的な支援

		⑥認知症対策
		⑦自殺予防対策
		⑧生活困窮者の自立支援
		⑨子どもの貧困対策等
		⑩再犯防止対策(再犯防止推進計画)
	(5)公共施設の活用と管理運営	①福祉施設の活用と管理運営
		②公共施設の適正配置と効率的かつ効果的な維持管理
4 安心安全な地域生活をおくれる共生社会の実現	(1)情報を届ける仕組みの充実	①多様な広報活動の充実
		②利用者に配慮した情報提供
	(2)権利擁護・人権擁護の推進	①判断の能力が不十分な人への援助
		②男女共同参画の推進
		③多文化共生社会形成の推進
		④差別の解消
		⑤個人情報の保護
	(3)災害時や緊急時の支援体制の充実	①避難行動要支援者ネットワークの構築
		②自主防災組織の育成・支援
		③災害見舞金の給付
	(4)ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくり	①高齢者・障害者の視点に立った生活環境づくりの充実
		②既存施設のバリアフリー化
	(5)安心して快適な暮らしの確保	①移動手段の確保
		②防犯活動の推進
		③消費者被害への対策
5 行政と社会福祉協議会の連携及び体制の強化	(1)社会福祉協議会との連携強化	①社会福祉協議会との連携
		②社会福祉大会の運営
	(2)法人運営機能の強化	①社会福祉法人への監査指導



地域福祉計画・地域福祉活動計画

参考：地域福祉活動計画の関連する事業・取組に記載している
社会福祉協議会の事業区分の内容は以下のとおりです。

事業区分	内容
自主	自主事業
共募配分	共同募金配分金事業
市補助	市補助金事業
市受託	市受託金事業
市協働	市との協働事業
県社協補助	県社会福祉協議会補助金事業
県社協受託	県社会福祉協議会受託金事業

第5章 地域福祉計画・地域福祉活動計画

基本目標Ⅰ「互近助」でのふれあい、支え合いの輪づくり

(Ⅰ) 交流活動の推進

現状・課題

交流活動としては、世代間交流、高齢者の交流、障害児・者の交流、児童及び母子・父子の交流等があげられます。それぞれ、活動団体が中心となり、団体メンバーやその家族の交流の場に加え、地域住民の交流の機会を設ける必要があります。

以下のような機会が持たれています。

■世代間交流

・にしお福祉まつりを開催し、福祉体験、ボランティア団体の活動紹介等を行っています。内容がマンネリ化しており、子どもや若い世代の参加が少ないことが課題です。

■高齢者の交流

・地域での仲間づくりや高齢者交流の場として、ボランティアによるレクリエーションや健康体操等を行うサロン事業を支援しています。

・老人福祉センターでは、60歳以上の方が自由に入浴や囲碁・将棋、カラオケ等を楽しむことができる場所を提供しており、多くの方が利用しています。

・スポーツ活動として、ゆうあいスポーツ大会やグラウンド・ゴルフ大会を、文化芸術活動として、趣味の作品展及び教養講座を開催しています。大会内容のマンネリ化や参加者・出展者の固定化が課題です。

・引きこもり予防や仲間づくりを目的とした食事会として、ふれあい懇談会を開催しています。

■障害児・者の交流

・障害者とその家族を交えて、知的・身体的成長の援助を図る音楽教室を開催しています。

・障害者支援施設においてクリスマス会を開催しているほか、障害児・者を対象としたふれあいクリスマス会を開催しています。

・障害児・者親子を対象とした日帰り社会見学を実施しています。

・障害者が楽しむことができる福祉団体レクリエーションスポーツ大会を開催しています。

・障害児・者を対象とした教養講座や体験教室を開催しています。教養講座の参加者は、固定していますが、障害の部位により参加困難な講座もあるため、大幅に刷新できない部分があります。

■児童・ひとり親家庭の交流

・赤い羽根子供広場における遊具の維持管理を行っています。遊具の老朽化に伴い、補修では限界があるため、今後の対応が課題となっています。

・就園前の子どもが保護者と一緒に遊ぶことができるこどもひろばを運営しています。

・親子のふれあいを目的としたひとり親家庭のクリスマス会及び一日郊外学習を実施しています。

・ひとり親家庭や寡婦を対象とした講座を開催し、就業支援や親子がふれあう機会づくりを行っています。

目指す方向性

- ▶福祉のバトンをつなぐため、世代を越えた交流を促進します。
- ▶地域住民の交流を進め、福祉に対する意識を深めるとともに、交流活動を工夫し活用する力を醸成する取組を実施します。

【社会福祉協議会】

■世代間交流

- ▶にしお福祉まつりは、内容を工夫し、新しい要素を取り入れるよう努めます。

■高齢者の交流

- ▶サロン事業については、地域毎の実情に応じた活動の充実を目指し、サロンボランティアの育成に努めます。
- ▶老人福祉センターは、経年劣化による設備の老朽化が目立つため、利用者の安全を最優先に計画的に設備や機器の修繕及び入替を行います。
- ▶スポーツ及び文化芸術活動は、健康や生きがい保持のためにも工夫を加え、継続します。
- ▶教養講座は、新しいニーズを掘り起こし、最新のトピックを盛り込んだ講座を企画し、ニーズに沿った講座を実施します。
- ▶ふれあい懇談会は、参加者のニーズに配慮し、継続します。

■障害児・者の交流

- ▶クリスマス会や社会見学等の事業は、参加者のニーズを把握し、内容の充実を図ります。
- ▶教養講座は、新たな参加者が見込めるよう情報を収集し、参加の呼びかけを行います。

■児童・ひとり親家庭の交流

- ▶赤い羽根子供広場は、遊具の点検等による状況把握に努めます。そして、広場の遊具補修を行うとともに、利用されていない遊具の廃止や広場の統廃合も検討していきます。
- ▶こどもひろばは、情報コーナーの整理に努め、子どもたちの遊び場として継続します。
- ▶クリスマス会や郊外学習は、参加者のニーズを把握し、事業内容の充実を図ります。
- ▶ひとり親家庭を対象とした講座は、母子のふれあいを大切にしつつ、トラベル英会話等、就労や生活にいかすことができる講座を実施します。

重点施策

①世代間交流の拡大

- 障害者にとっては生きがいづくりの場として、また、子どもにとっては社会性や協調性を養う機会として、世代間交流は重要です。施設等での交流を通じて互いに学びあう活動などを促進するとともに、新しい交流を生み出す力の醸成を図る取組を進めます。

②地域住民の交流促進と居場所づくり

- 高齢者の交流、障害児・者の交流、ひとり親家庭の交流だけでなく、地域住民相互の交流やふれあいの場や居場所づくりを、団体への活動支援を通じて推進します。

③多様な主体との交流

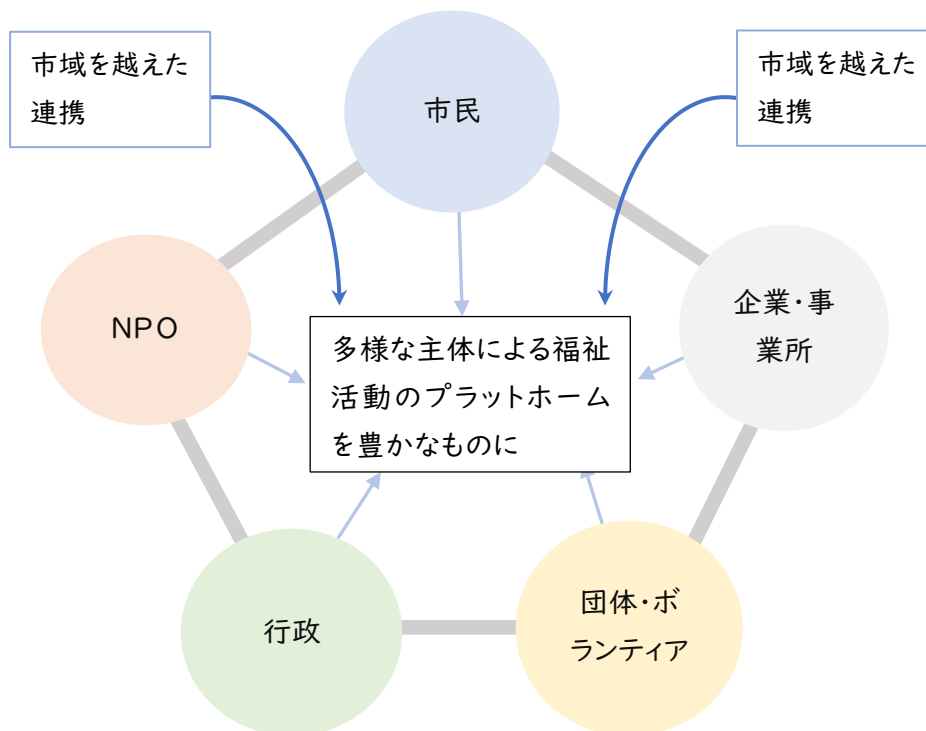
●少子高齢社会の一層の進展、さらにはデジタル化及びグローバル化が急速に進展しており、市民ニーズや地域課題はますます複雑化・多様化しています。それとともに、社会全体で対応すべき「公共」の分野が、これまで以上に拡大していくなど、本市を取り巻く状況は大きく変化してきました。

●地域において、障害者支援や困難を抱える人の様々な課題が発生・複合化している中、地域共生社会を確立していくためには、ボランティアやNPOをはじめとする市民活動団体等は、「公共」の新しい担い手として、これらの課題に行政と一緒に、或いは行政とは違う立場で取組を進めている状況も見られます。

●その個別性や専門性、迅速性、当事者性などの特性を活かして地域課題や社会課題の解決を担うことで、市民活動団体等はこれまで以上に重要な存在と認識されるようになってきました。

●これに伴い、行政に対しては、公共サービスの提供など本来の責任を果たすことと同時に、拡大する「公共」を担うパートナーとして市民活動団体やボランティア、さらには、市外も含めた様々な団体・個人とのブリッジ的な連携を進め、地域課題の解決や障害者支援、困難を抱える人の支援等に取り組むこと、また、行政には、これらの活動がより進展するような効果的土壌づくりを行うことが一層求められるようになっていきます。

●多様な主体による地域課題解決に向けた活動環境を整備して、「新しい公共」を充実していくことが、「住民をはじめ多様な主体による協働」の考え方であり、行政には、そのコーディネートや土壌づくりのための条件整備が求められています。



主な取組

施策名	事業・取組	担当課
①世代間交流の拡大	施設等での世代間交流の推進	福祉課
②地域住民の交流促進と居場所づくり	福祉団体の活動支援	福祉課
③多様な主体との交流	各種イベント等の開催	関係課
【社会福祉協議会】		
事業名	事業区分	事業内容
①にしお福祉まつり	市補助 共募配分	イベントの開催（福祉体験、ボランティア団体の活動紹介等）
②サロン事業	自主	ボランティアによるレクリエーションや健康体操の実施
③老人福祉センターの施設管理	市受託	浴場、大広間等の施設開放及び管理、教養講座の開催
④ゆうあいスポーツ大会	市受託	老人クラブ会員がチーム（校区）毎に競うスポーツ大会の開催
⑤シニアグラウンド・ゴルフ大会	市受託	60 歳以上の方が個人戦・団体戦で競うグラウンド・ゴルフ大会の開催
⑥高齢者趣味の作品展	市受託	60 歳以上の方の創作作品の展示
⑦ふれあい懇談会	共募配分	70 歳以上の独居高齢者を対象に民生委員・児童委員によるレクリエーション及び食事会の実施
⑧障害者ふれあいレクリエーション	市補助	福祉団体等から参加者を募り、レクリエーションを実施
⑨重度障害者交流会（クリスマス会）	市補助	障害者支援施設にてクリスマス会を開催
⑩障害児者ふれあいクリスマス会	共募配分	療育手帳を交付されている方及びその家族を対象に会食会・参加型アトラクション・ゲーム等の実施
⑪障害児者親子社会見学	共募配分	観光バスによる日帰り社会見学の実施
⑫福祉団体レクリエーションスポーツ大会	共募配分	障害者・健常者が分け隔てなく楽しむことができるレクリエーションの要素を含んだスポーツ大会の開催
⑬障害者向け講座（身体障害者福祉センター事業）	市受託	教養講座の開催
⑭障害児者のための音楽教室	共募配分	音楽を取り入れた講座の開催
⑮いきいき・ふくふく講座	共募配分	障害者手帳または療育手帳を交付されている方を対象に教養講座の開催
⑯赤い羽根子供広場の維持管理	共募配分	赤い羽根子供広場の遊具管理

事業名	事業区分	事業内容
⑰こどもひろばの運営（母子福祉センター事業）	市受託	就園前の子どもが保護者と一緒に遊ぶことができる施設の開放及び運営
⑱ひとり親家庭クリスマス会	公募配分	ボランティア団体等の協力によるクリスマス会の開催
⑲ひとり親家庭一日郊外学習	公募配分	観光バスによる日帰り郊外学習の実施
⑳ひとり親家庭・寡婦向け講座（母子福祉センター事業）	市受託	教養講座の開催
㉑みんないっぺんきてみて講座	公募配分	世代間の交流、親子のふれあい、子どもたちの仲間づくりを目的に様々な事業を開催

地域全体での取組

交流は地域に集う一人ひとりの心がけが重要です。それぞれの役割で協力をし、活動を支えていくことが必要です。

(2) 市民協働の推進

現状・課題

本市においては、協働の理念を「地域課題や行政課題を解決し、まちづくりを進めていくなかで、さまざまな主体が、主体的、自発的に、共通の活動領域において、相互の立場や特性を認識・尊重しながら、共通の目的を達成するために、対等の立場で協力しあうこと」と確認しています。地域において誰もが暮らしやすいまちを実現するために、日常的に協力・協調した支えあい活動が行われることが求められています。

目指す方向性

▶本市の協働の理念に基づき、団体活動の連携を促し、重層的な福祉のネットワークづくりを目指します。

重点施策

①協働体制の構築

●市民協働の理念のもとさまざまな場面で協働体制を構築します。

②スキルのある担い手とのマッチング

●NPO法人やボランティア団体等の活動を支援するための拠点機能を強化し、多様な人材の参入を促進するとともに、効果的な取組を共有し実践するための方策を、にしお市民活動センターを中心に検討します。

③多様化する地域ニーズや地域課題への対応

●行政、社会福祉協議会、市民、自治会、市民活動団体、事業者などがその役割や責任を担い、信頼関係のもと、地域社会の課題を共有し、その課題解決に協力して行動します。

主な取組

施策名	事業・取組	担当課
①協働体制の構築	さまざまな場面での協働事業	関係課
②スキルのある担い手とのマッチング	にしお市民活動センターの管理運営	地域つながり課
③多様化する地域ニーズや地域課題への対応	地域社会の課題共有	関係課

地域全体での取組

必要な支援が迅速かつ効率的に行えるよう、さまざまな主体間でネットワークを作り、連携しあえる体制づくりが必要です。

(3) 各種団体等の活動支援

現状・課題

市民の価値観の多様化や社会貢献意識の高まりにより、地域では、多様な分野で積極的な地域福祉活動が展開されています。その活動が、地域社会から広く認知・信頼され、様々な主体がお互いの強み、弱みを補完し合い、地域に理解され定着することが求められています。こうした各種団体への活動支援や、きめ細かい福祉サービス提供のための連携が求められています。

社会福祉協議会では、福祉団体の自主的な活動を支援するために、福祉団体や福祉施設に補助金・助成金を交付しています。また、運営補助を行っている福祉団体もあります。多くの福祉団体では、会員の高齢化や役員の担い手不足の問題を抱えており、次世代の担い手をどのように育成するかが共通の課題です。

目指す方向性

- ▶市民活動団体のニーズと補助の効果を検討し、適切な活動支援を行います。
 - ▶行政は市民及び市民活動団体の意見や提案に耳を傾け、共に良きパートナーとして一緒に行動していきます。
 - ▶民生委員・児童委員との連携及び支援をこれまで以上に強化します。
- 【社会福祉協議会】
- ▶福祉団体への補助金や助成金については、事業内容等に応じた交付基準を検討し、継続します。
 - ▶運営補助をしている福祉団体については、活動を継続的に支援します。
 - ▶支部については、地域のニーズに応じた福祉事業を行うため、継続して補助金を交付します。
- また、地域課題や地域資源を把握し、地域課題を解決できる体制づくりに努めます。

重点施策

①各種団体の支援と連携強化

- 高齢者、障害者、児童、子育て中の親等、支援が必要な方を対象とした団体の活動を支援し、地域の人材との協力体制を充実します。
- 会員の高齢化や役員の担い手不足については、様々な年代層の参画を呼び掛けるなど、次の担い手の育成を工夫していきます。
- サービス提供事業者や各種団体、民生委員・児童委員等との連携を強化し、地域課題解決に向けた組織体制の構築を目指します。

②民生委員・児童委員等への支援の充実

- 民生委員・児童委員等が市民の多様な相談内容に的確にアドバイスができるよう、研修会や情報提供等を行います。

主な取組

施策名	事業・取組	担当課
①各種団体の支援と連携強化	障害者当事者・保護者の団体活動支援	福祉課
	母子寡婦福祉会との連携	家庭児童支援課
	家庭教育を推進している団体との連携	生涯学習課
②民生委員・児童委員等への支援の充実	民生委員・児童委員協議会との連携	福祉課
	主任児童委員部会の運営支援	家庭児童支援課
【社会福祉協議会】		
事業名	事業区分	事業内容
①福祉団体活動費の補助	市補助 自主 共募配分	福祉団体へ補助金の交付
②団体、施設への助成（歳末配分）	共募配分	市内民間福祉施設、特別支援学級及び更生施設入所者慰問のための助成金の交付
③各種福祉団体の運営補助	市補助	ボランティア連絡協議会、老人クラブ連合会、障害者福祉団体連合会、身体障害者福祉協会、手をつなぐ育成会並びに母子寡婦福祉会、フードバンクにしおの運営補助
④支部運営費及び事業費の補助	自主 共募配分	社協支部へ補助金の交付

地域全体での取組

地域で活動する各種団体が自主性を持って活動を推進するとともに、その内容が共有されることにより、地域全体で活動への関心を高める必要があります。

基本目標2 福祉人材の育成支援と福祉教育の充実

(1) 福祉専門職の確保育成とボランティアの支援

現状・課題

地域福祉に関する課題がより複雑になり、処遇困難なケースが増えてきていることから、地域福祉に関する専門職やコーディネーター的な役割を持つ人材及び責任のある立場の確保が課題です。また、市民と行政との協働によるまちづくりの要として、中間支援組織としての機能強化をより一層図る必要があります。

ボランティア及びボランティアリーダーを育成するための講座・研修会を開催しています。また、ボランティアのつどいを開催し、ボランティア同士の交流を図っています。しかし、ボランティアの高齢化等に伴い、後継者の養成が課題となっています。

ボランティアセンターでは、ボランティア団体の登録やボランティアコーディネート等、ボランティアの活動支援を行っています。市民活動の拠点としては、市が運営している市民活動センターもあり、同じような活動をしているため、どちらのセンターを利用すべきかわかりにくいという指摘があります。

目指す方向性

- ▶地域福祉活動において地域の人々を牽引していく人材を発掘・養成します。
- ▶市民活動・ボランティア団体等の情報発信の充実、市民参加の機会を支援します。
- ▶市内ボランティア関連団体の連携を強化し、活動のコーディネート機能を充実させるとともに研修の充実を図り、資質の向上を支援します。
- ▶多様化・複雑化する福祉ニーズに対して、質の高いサービスを確保するため、福祉従事者の確保と共に、専門性の向上を図ります。

【社会福祉協議会】

- ▶ボランティア活動のきっかけづくりとして、ボランティア養成講座を継続して開催するとともに、活動の中心となるリーダーの育成に努めます。相談員の交流を図るなど連携を強化し、市民にわかりやすい体制づくりに努めます。
- ▶ボランティアのつどいでは、参加者が交流しやすいような環境づくりに努めます。
- ▶ボランティアセンターと市民活動センターにおいて、登録団体等の情報の共有化やボランティア相談員の交流を図るなど連携を強化し、市民にわかりやすい体制づくりに努めます。

重点施策

①地域における福祉リーダーの養成

- 地域の人々を牽引していく人材の発掘や養成をします。研修等を実施し、中長期の視点に立って資質の向上を図ります。

②ボランティア活動の啓発

- 市民に対して、市広報やホームページ等の活用に加え、地域においてもボランティア活動への参加を呼びかけます。

●顔の見える関係を築いたうえで、定期的な意見交換を行い、情報を共有することで互いの強みを生かした協働事業の可能性を探索していきます。

③ボランティア活動の充実と拠点整備

●市内のボランティア活動の拠点であるにしお市民活動センターと社会福祉協議会ボランティアセンターの機能充実に努めるとともに、互いの連携を支援します。

●ボランティア団体のニーズにあった研修の充実を図り資質向上を支援します。また、活動の核となるリーダー及びボランティアコーディネーターを育成します。

④健康・福祉専門職の確保と育成

●福祉人材を中長期にわたって安定的に確保し定着させるための取組を検討します。また、人材の育成を図るための研修等を実施します。

主な取組

施策名	事業・取組	担当課
①地域における福祉リーダーの養成	社会福祉協議会ボランティアセンターへの助成	福祉課
②ボランティア活動の啓発	にしお市民活動センター情報サイトの開設	地域つながり課
	高齢者生活支援サポーター・認知症サポーター養成講座の開催	長寿課
③ボランティア活動の充実と拠点整備	にしお市民活動センターの管理運営	地域つながり課
④健康・福祉専門職の確保と育成	福祉事業所を対象に研修会を開催	福祉課
【社会福祉協議会】		
事業名	事業区分	事業内容
①ボランティア養成講座	市受託	各種ボランティアの入門講座等の開催
②ボランティアリーダー研修会	市受託	リーダー研修会、講演会の開催
③ボランティアのつどい	市受託	ボランティア団体の活動発表等
④ボランティアセンターの運営	市受託	ボランティア団体の登録及びボランティアコーディネート

地域全体での取組

ボランティア活動の第一歩を互いに踏み出せるための環境づくりや、人材の活用による地域の福祉力の向上が必要です。

(2) 福祉学習・研修の推進

現状・課題

市内の小中学校では、福祉教育及び福祉活動を課外活動や総合的な学習の時間に行っています。新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受けて一時減少はしたものの、今後は、知識や技術を学ぶだけでなく、福祉意識をいかに醸成するかが課題ですが、高齢者や障害者の思いを理解するための施設への訪問や疑似体験、保育施設との交流等を行っていく必要があります。

また、地域住民に対しても、福祉に関する学習機会の提供等を行っており、広報・相談活動を通じ参加を呼びかけています。

福祉教育を推進するため、小・中・高等学校の児童・生徒を対象に車いす、手話及び点字等の福祉実践教室を行っています。また、夏休み期間を利用し、ボランティア活動を通じた福祉体験を目的として、保育園や社会福祉施設に受け入れを依頼しています。

目指す方向性

▶多くの市民が福祉に関心を持ち、自らが積極的に行動することができるよう、学校教育及び生涯学習で地域福祉を学ぶ機会を増やし、一人ひとりの意識の向上を図ります。

▶地域住民が自分の暮らすまちに関心を持ち、“生きづらさ”を抱えている人の理解や、地域にある生活・福祉課題に気づき、その解決に向けた活動に取り組むための機会づくりとして、福祉に関する様々な学習や体験の場としての「福祉学習」を地域へ普及・推進していきます。

【社会福祉協議会】

▶福祉体験学習や社会福祉施設等での利用者との交流を通じて、日々の福祉実践活動につながる学びや気づきの場づくりを継続していきます。

▶小・中・高等学校を対象に、児童・生徒が地域で暮らす障害者や高齢者、福祉に従事する関係者と交流できる教室を実施します。交流を通じ、人を思いやる気持ちを育むとともに、地域課題や生活課題への気づきを推進していきます。

重点施策

①学校教育における福祉教育の推進

●学校教育において、課外活動の時間や総合的な学習の時間、教科の学習等を活用し、地域と連携しながら、体験型の福祉教育を推進します。

②家庭や地域での福祉に関する学習機会の提供

●一人でも多くの市民が福祉に関心を持ち、自らが積極的に行動することができるよう、地域福祉について学習する機会を提供します。

③職員の福祉に関する理解向上の推進

●市職員を対象に福祉に関する研修を実施し、職員自身の理解向上を図ります。

主な取組

施策名	事業・取組	担当課
①学校教育における福祉教育の推進	小中学校における体験型福祉教育の実施	学校教育課
②家庭や地域での福祉に関する学習機会の提供	地域福祉に関する各種講座の開催	生涯学習課
③職員の福祉に関する理解向上の推進	市職員への福祉に関する研修会の開催	福祉課
【社会福祉協議会】		
事業名	事業区分	事業内容
①福祉実践教室	自主 県社協補助	小・中・高等学校の児童・生徒を対象に福祉体験学習の実施
②福祉まるごとまるっと体験塾	共募配分	小学生対象に手話、車イス、高齢疑似体験、要約筆記、点字、ガイドヘルプ、送迎用リフトバス体験等、高齢者との交流を実施
③青少年等ボランティア福祉体験学習	県社協補助	中学生を対象に社会福祉施設でボランティア体験学習の実施

地域全体での取組

地域の専門職やリーダーのサポートの下、市民一人ひとりが地域福祉を学び理解するという意識の向上が必要です。

基本目標3 包括的な支援体制構築と基盤整備

(1) 相談体制の充実

現状・課題

一人ひとりの課題に対応するため、福祉・保健・医療それぞれの連携の下に、高齢者、障害者、子どもを持つ保護者等、誰もが身近な地域で相談できる体制の整備が求められています。相談に対応する専門職の確保が難しく、福祉相談を横断的に考えて対応していくことが課題です。

障害児・者（難病等含む）及びその家族からの相談に応じ、自立した生活に向けた支援をする総合的な相談支援事業を行っています。また、地域包括支援センター事業の一環として、多様なネットワークを活用した地域高齢者の実態把握に基づく総合的な相談支援業務（総合相談事業）を行っていますが、まだ市民への認知度が低い状況です。

結婚にかかる相談及び斡旋を行う結婚相談所を運営していますが、登録者が増えず、成婚率も減少しています。

目指す方向性

- ▶各福祉分野の専門相談体制の充実を図ります。
- ▶多様な相談内容に対応できるよう、庁内、関係機関の連携を進めます。

【社会福祉協議会】

- ▶相談支援事業及び総合相談事業ともに、相談に的確に対応するため、専門知識を持つ人材の配置とともに、関係機関との連携強化を図ります。また、広報紙や研修会等で事業の周知に努めます。
- ▶高齢者虐待及び消費者被害の恐れのある高齢者に対し、自宅訪問や関係機関への連絡・調整等、状況に適した対応を行い、高齢者の権利擁護に努めます。
- ▶結婚相談所では、人生のパートナーを探していくうえでのさまざまな相談にのるため、結婚相談員によるサポート体制の充実を図ります。
- ▶地域共生の担い手・他機関協働の中心となるCSWの育成を強化し、他機関連携した相談内容を実績としてまとめ福祉総合相談体制づくりを進めます。

重点施策

①相談体制の充実と関係部署の連携強化

- 市民の多様な相談内容に迅速かつ的確に対応できるよう、相談支援の専門性を高めるとともに職場内の研修に取り組みます。相談対象者との顔の見える関係を重視しながら利用しやすい事業展開を実施していきます。また、対応が困難な場合には関係機関につなげ、より専門性の高い相談が受けられるように配慮していきます。

②専門機関における相談支援の充実

- 「西尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、地域包括支援センターの相談体制を充実します。民生委員・児童委員や老人クラブ等他機関との連携を密にし、地域の総合相談窓口として積極的な利用がされるように啓発に努めます。
- 「西尾市障害者福祉計画」に基づき、障害者については年齢や種別を問わず、発達障害者や難病患者を含め総合的な相談体制の充実を図ります。
- 「西尾市子ども・子育て支援計画」に基づき、地域子育て支援センターにおける相談体制の連携・充実を図り、保護者の子育てに関する不安や悩みの軽減に努めます。
- 「健康にしお21計画」に基づき生活習慣病予防や母子（親子）の健康相談支援をはじめとする市民の健康増進を支援します。

③各種相談員による相談活動の充実と相互連携の強化

- 相談内容の多様化、複雑化に対応し、相談者のニーズに応じた的確なアドバイスができるよう、各種相談員の資質向上を図り、相談（見守りを含む）活動を充実します。県や各種機関、事業所等と相互の連携強化を図る仕組みづくりに努めます。

主な取組

施策名	事業・取組	担当課
①相談体制の充実と関係部署の連携強化	相談支援事業の充実	福祉課
	各種健康相談の充実	健康課
	家庭児童相談の充実	家庭児童支援課
	各種介護保険サービス相談の充実	長寿課
②専門機関における相談支援の充実	相談支援事業の充実	福祉課
	地域包括支援センターにおける総合相談事業	長寿課
	各種健康相談事業	健康課
	子育ての支援	子育て支援課 家庭児童支援課
③各種相談員による相談活動の充実と相互連携の強化	地域自立生活支援事業	長寿課
	ひとり親世帯に対する相談支援	家庭児童支援課
【社会福祉協議会】		
事業名	事業区分	事業内容
①相談支援事業（障害児・者）	市受託	障害児・者を対象に相談支援

事業名	事業区分	事業内容
②総合相談支援事業(地域包括支援センター事業)	市受託	高齢者に関する福祉・保健・医療等の相談支援及び虐待等の困難事例の支援
③結婚相談所の運営	自主	結婚にかかる相談及び斡旋

地域全体での取組

一人ひとりの生活課題を地域課題として取りまとめ、その課題解決のための専門機関の連携が可能となる福祉コミュニティに向けた基盤づくりが必要です。

(2) 福祉サービス等の基盤整備と質の向上

現状・課題

福祉サービスは非常に多岐にわたっています。住み慣れた地域で住み続けるために、安心して的確なサービスが受けられる仕組みづくりが必要です。そのために、サービスの内容を必要に応じて届けることが求められており、広報活動の充実を図ります。

要支援・要介護の認定を受けた方及び事業対象者、障害児・者（難病等含む）を対象に、ホームヘルパー派遣事業を行っています。また、養育支援家庭訪問事業として、生後2か月までの乳児がおり、近隣に支援者のいない家庭への家事援助や、ひとり親家庭等を対象に生活援助を行っています。

定期的にヘルパー研修会を開催し、職員の資質向上を図り、ニーズに沿った適正なサービスを提供しています。また、介護認定を受けた方及び事業対象者、身体障害者で常時介護が必要な方を対象に、デイサービス事業を行っています。

要介護の認定を受けた方及び障害児・者（難病等含む）のケアマネジメントを行っています。困難ケース、虐待等問題が多様化しており、対応できる体制づくりが求められています。

移動が困難な障害者、高齢者及び傷病等により歩行困難な方に対して、社会活動の参加促進を図るため、外出を支援する福祉車両の貸出しを行っています。また一時的に車いすを必要とする方に2か月間、無料で車いすの貸出しを行っています。

目指す方向性

▶福祉サービスの質の向上を図るため、「利用者」、「職員」の2つの満足を追求していくことを推奨します。

【社会福祉協議会】

▶ホームヘルパー派遣事業及びデイサービス事業では、事業所内研修の実施や外部研修会への参加により、サービスの質の向上につなげます。

▶養育支援家庭訪問事業及びひとり親家庭等日常生活支援事業は、利用者が少ない状況ですが、利用希望があればすぐに対応できるよう体制を整えます。

▶介護認定を受けた方及び障害児・者（難病等含む）のケアマネジメントでは、職員に研修会等への参加を促し、資質向上に努めます。

▶福祉車両と車いすの貸出しは、利用者のニーズが高く、保守点検等に留意しながら継続します。

▶状況により、各事業所の適正化を検討していきます。

重点施策

①在宅福祉サービスの充実

●地域住民が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」や「障害福祉計画」等で見込まれている各種在宅福祉サービスの質の充実を図ります。また、ひとり親世帯への支援を行います。

②地域に密着したサービスの展開

●身近な地域で、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービスの提供が可能となるよう、認知症対応型グループホーム等、地域密着型サービスの充実を図ります。

③サービス提供者の質の向上に向けた支援

●介護職員や相談員の育成及び研修、障害福祉サービス事業所の支援などを通じて、サービス提供者の質の向上を図ります。

主な取組

施策名	事業・取組	担当課
①在宅福祉サービスの充実	障害福祉サービスの展開	福祉課
	ひとり親世帯への支援	家庭児童支援課
②地域に密着したサービスの展開	地域に密着したサービスの充実	福祉課
③サービス提供者の質の向上に向けた支援	介護職員への研修	長寿課
	障害福祉サービス事業所の支援	福祉課
【社会福祉協議会】		
事業名	事業区分	事業内容
①ホームヘルパー派遣事業（高齢者）	自主	要支援・要介護の認定を受けた方への訪問介護サービス
②ホームヘルパー派遣事業（障害児・者）	自主	障害児・者への訪問介護サービス及び重度の身体障害のある児童・生徒への学校内介助
③ホームヘルパー派遣事業（養育支援家庭訪問事業）	市受託	おおむね生後2か月までの乳児がおり、昼間に養育の援助をする者がいない家庭への家事援助
④ホームヘルパー派遣事業（ひとり親家庭等日常生活支援事業）	市受託	ひとり親家庭及び寡婦への生活支援
⑤デイサービス事業（高齢者）	自主	事業対象者・要支援・要介護の認定を受けた方への通所介護サービス
⑥デイサービス事業（障害者）	自主	身体障害者の基準該当サービス

事業名	事業区分	事業内容
⑦居宅介護支援事業	自主	要介護に認定された方のケアマネジメント
⑧指定特定相談支援事業 指定障害児相談支援事業	自主	障害児・者のケアマネジメント
⑨福祉車両貸出事業	市補助	車いす等が搭載可能な福祉車両の貸出し
⑩車いす貸出事業	共募配分	車いすの貸出し

地域全体での取組

支援が必要な人たちが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域全体で支えていくことが必要です。

(3) 地域包括支援体制の充実

現状・課題

介護予防・日常生活支援総合事業により、効果的な地域支援事業の推進が必要です。

また、地域包括ケアシステムの深化・推進が必要とされています。

子どもから高齢者、障害者等、福祉全般にわたる多様な課題・ニーズに対応し、必要なサービスが適切に利用できるよう、分野毎に機能強化を図りつつ、庁内関係部署や医師会、専門機関の連携による適切な支援を提供する仕組みを構築することが求められています。

地域包括支援センターでは、65歳以上の方を対象に介護予防に取り組めます。

介護予防が必要な方を対象として、健康チェックや対話、レクリエーション等を通じて要介護状態とならないよういきいきサービス事業を行っています。

目指す方向性

▶複雑化する生活上の課題に対応するとともに、①断らない相談支援、②参加支援（社会とのつながりや参加の支援）、③地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援に努めます。

【社会福祉協議会】

- ▶要介護状態になることを防ぐため、介護予防の普及・啓発の拡充に努めます。
- ▶介護予防の取組として、高齢者通いの場等の運営及び立ち上げ支援の推進に努めます
- ▶困難なケース、虐待等の問題が多様化しているため、研修会等への参加を促し、職員の資質向上に努めます。
- ▶虐待防止委員会を設置しており、虐待防止、啓発に努めます。
- ▶地域包括支援事業を効果的に実施するため、公的サービスだけでなく、ボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源も含めて生活支援につなげます。
- ▶生きがいサービス事業は、健康で自立した生活ができるよう外出の場を設け、自立生活の助長を図ります。

重点施策

①地域包括ケアシステムの深化・推進

- 子どもから高齢者、障害者等、福祉全般にわたる多様な課題・ニーズに対応し、必要なサービスが適切に利用できるよう、庁内関係部署、医師会、福祉団体並びに専門職チーム等の連携をこれまで以上に推進します。

②総合事業の展開

- 多様な生活支援サービス等の開発・ネットワーク化についてさらに進めていきます。

主な取組

施策名	事業・取組		担当課
①地域包括ケアシステムの深化・推進	地域自立支援協議会の充実		福祉課
	地域包括支援センターの機能強化		長寿課
②総合事業の展開	一般介護予防事業（シルバー元気教室、まちの体操教室、高齢者通いの場等）		長寿課
	いきいきサービス事業		長寿課
【社会福祉協議会】			
事業名	事業区分	事業内容	
①地域介護予防活動支援事業	市受託	65歳以上の方を対象に介護予防を目的とした高齢者通いの場等の運営及び立ち上げ支援	
②いきいきサービス事業	市受託	介護予防が必要な方を対象に健康チェック、レクリエーション等を実施	

地域全体での取組

誰もが支え、支えられる共生型の地域社会をつくるためには、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組む行政と地域住民とが協働する必要があります。

(4) 支援が必要な人への体制強化

現状・課題

何らかの支援を必要とする人にとって、地域による見守り活動や支援が効果的です。分野が横断する支援については福祉サービスと他のサービスの狭間や行き違いによってサービスに過不足が生じないように、他機関との連携を密にしながらも、プライバシーに配慮しつつ支援をすすめる必要があります。また、一般就労に至る準備が必要な生活困窮者の場合、ひきこもり等、長期間にわたって社会との接点を絶っているため、親族等の協力が不可欠となっています。必要な人材の確保と、その事業に携わる人材の専門性並びに資質の向上が課題となっています。

全国での刑法犯の認知件数は、減少傾向にあります。検挙人員に占める再犯者の人員の比率（再犯者率）は上昇傾向にあり、刑法犯検挙者の約半数は再犯者という状況となっています。犯罪に至る背景には様々な要因があり、生活困窮や障害、高齢による生きづらさ、地域の中での孤立など、当事者が抱える問題や環境が改善されなければ高い確率で再犯につながる事が明らかとなっています。

このことから、国、県、関係機関、民間団体等と連携し、犯罪や非行を犯した人が再び犯罪等を犯すことなく、責任ある社会の構成員として社会復帰できるよう再犯防止の取組を進める必要があります。

認知症の方及びその家族に対する医療、介護等の連携による地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図る事業を行っていますが、さらに周知を図っていく必要があります。

高齢者住宅安全確保事業では、入居者の安否確認及び相談・対応を行っています。また、緊急時には、民間の警備会社が対応する体制を取っています。

生活に困窮している世帯に対して、生活資金の貸付を行っています。丁寧な面談を通じて、本人の抱えている課題を明らかにすることで、より良い支援となるよう努めています。また、準要保護家庭の児童・生徒へ校外活動費を助成することで、活動参加の支援を行っています。

重度心身障害児・者への歳末慰問金配布は、民生委員・児童委員及び市と連携して、行っています。また、高齢者通いの場及びいきいきサロンへの助成も行っています。

目指す方向性

▶主体的・積極的に社会活動に参画し、一人ひとりが共に助け合い、ライフステージに応じた多様な生活を送れるように支援します。

【社会福祉協議会】

▶認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、支援体制を整備します。

▶高齢者住宅安全確保事業（シルバーハウジング）では、入居者が安心して生活できるよう、きめ細やかな対応に努めます。

▶生活資金の貸付では、生活困窮者の生活の立て直しや、失業等による日常生活上の困難解決のため、関係機関と連携し、実施します。

▶校外活動費の助成、慰問金の配布並びに祝品配布については、より効果的な支援方法を検討します。

重点施策

①地域での見守りネットワークづくり

- 民生委員・児童委員等による見守りを実施します。関係機関が連携しながらもプライバシーに配慮しつつ推進します。

②重層的支援体制整備

- 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、介護、障害、子育て、生活困窮などの分野において関係部局が連携をさらに強め、専門性を磨いてきた既存の相談支援の様々な入り口を活かしながら、対象者の問題を包括的にとらえる明確な視点を持ち、適切な支援へのつなぎや、各機関の役割を発揮して共同で支援にあたる体制づくりを推進します。

③虐待防止の推進

- 子どもや高齢者、障害のある人への虐待を防止するため、虐待防止の啓発に努めます。また虐待の早期発見につなげるため、住民や民生委員・児童委員など関係機関と情報交換を密にし、ネットワークの構築を推進し、未然防止を図ります。

また、発生した場合の対応について、関係機関と連携を密にし、早期対策についての情報共有と適切な保護の対応を迅速にするとともに、被虐待者及び虐待者等への適切な対応と支援を行います。

④DV 防止対策の推進

- 夫婦や恋人など親密な関係にある間の暴力（DV）を社会的な問題と認識できるよう、普及啓発や予防教育の取組を推進します。

- 必要に応じて、ケース会議の開催など迅速に対応できるよう、相談支援体制の充実を図り、関係機関との連携を強化します。緊急に一時保護を要する事案については、適切な対応に備えます。

⑤支援が必要な人に対する横断的な支援

- 障害者や高齢者のひきこもりの発見や防止のため、関係機関と地域の交流の機会を提供します。

- 地域における子育てグループの活動を積極的に支援するとともに、育児でひきこもりがちな親子の社会参加を促すために、児童委員と連携し地域子育て支援センター等親子の居場所づくりの充実に努めます。

- 発達障害児等新たな支援が必要な分野において、その支援体制づくりに努めます。

- 支援が必要な妊産婦、乳幼児、成人に対して相談・訪問等の支援体制づくりに努めます。

⑥認知症対策

- 地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぎます。

- 介護者同士の交流・情報交換・相談や、団体を対象に認知症について理解を深めるための講座を開催します。

⑦自殺予防対策

●ゲートキーパー（自殺の危険を示すサインに区別、適切な対応を図ることが出来る人）を養成し、対応できる人材の育成に努めるとともに、毎年3月の自殺対策強化月間にあわせ、自殺予防に向けた啓発を行います。

⑧生活困窮者の自立支援

●訪問支援を積極的に行い、各種制度を活用し自立を支援することで、困窮状態の悪化、深刻化を防ぎます。公共職業安定所や社会福祉協議会、民生委員・児童委員等との連携及び住宅管理会社等民間企業やNPO法人との協力関係の構築を行います。

⑨子どもの貧困対策等

●子どもの貧困対策には、大きく分けて教育の支援、生活の支援、保護者に関する就労の支援、経済的支援の4つがあります。子どもたちの幸せな暮らしを阻害する大きな要因である貧困対策の一元的な体制整備を図ります。

●また、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども（ヤングケアラー）は、責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうこともあり、その把握と対策に努めます。

⑩再犯防止対策（再犯防止推進計画）

●犯罪や非行をした人の立ち直りを支える協力雇用主会などの活動を支援し、就労・住居の確保に努めます。

●更生保護活動を行う団体や関係機関と連携し、犯罪をした人等が必要とする各種制度、保健医療・福祉サービスに係る情報の共有・提供に努めます。

●持続可能な保護司制度維持のため、市民や各関係機関などへの積極的な広報活動により、幅広い世代から多様な人材を確保し、民間協力者の活動の促進に努めます。

●西尾更生保護サポートセンターの活動を基盤に、各機関・支援団体と地域支援ネットワークを構築して、犯罪をした者等が身近に相談できる支援に努めます。

●保護司会や更生保護女性会・BBS会などの更生保護活動を行う団体と連携し、「再犯防止啓発月間」や「社会を明るくする運動」を中心に、広く市民が再犯防止について関心と理解を深めるための広報・啓発活動に努めます。

主な取組

施策名	事業・取組	担当課
①地域での見守りネットワークづくり	民生委員による高齢者の見守り	長寿課
②重層的支援体制整備	複雑化・複合化した支援ニーズに対応する体制づくり	福祉課 家庭児童支援課
③虐待防止の推進	障害者の虐待防止体制の整備	福祉課

施策名	事業・取組	担当課
	高齢者の虐待防止ネットワーク	長寿課
	家庭児童相談による児童虐待防止	家庭児童支援課
④DV 防止対策の推進	DV 防止対策	長寿課 家庭児童支援課
⑤支援が必要な人に対する横断的な支援	障害者の虐待対策	福祉課
	高齢者の虐待対策	長寿課
	放課後子ども総合プランの拡充	子育て支援課
	地域子ども子育て支援拠点の整備	家庭児童支援課
	保健師等による訪問	健康課
⑥認知症対策	認知症地域支援推進員の配置	長寿課
	各種認知症対策事業	長寿課
⑦自殺予防対策	自殺防止の相談や周知	健康課
⑧生活困窮者の自立支援	各種制度の活用による自立の支援	福祉課
⑨子どもの貧困対策等	教育の支援	福祉課
	生活の支援	主に家庭児童支援課
	保護者に関する就労の支援	主に福祉課
	奨学金による経済的支援	教育庶務課
	子ども食堂運営費に対する補助事業	子育て支援課
⑩再犯防止対策（再犯防止推進計画）	就労・住居の確保	主に福祉課
	保健医療・福祉サービスの利用の促進	主に福祉課
	民間協力者の活動の促進	主に福祉課
	地域による包摂の推進	主に福祉課
	再犯防止に向けた基盤の整備	主に福祉課

【社会福祉協議会】		
事業名	事業区分	事業内容
①認知症総合支援事業 (地域包括支援センター事業)	市受託	認知症の方及びその家族に対する医療、介護等の連携による地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図る
②高齢者住宅安全確保事業	市受託	入居者の安否確認及び相談・対応
③生活福祉資金貸付事業	県社協受託	生活困窮世帯への生活資金の貸付
④校外活動費の助成	共募配分	準要保護家庭の児童・生徒へ校外活動にかかる助成金の交付
⑤歳末慰問金の配布	共募配分	重度心身障害児・者慰問金配布、高齢者通いの場及びいきいきサロン運営団体に助成金を配布

地域全体での取組

地域団体やボランティア団体等と支援が必要な人を地域全体で支える居場所づくりが必要です。

(5) 公共施設の活用と管理運営

現状・課題

公共施設の老朽化が進み、今後、多額の更新費用が必要となりますが、将来的な財政運営状況は現在よりも厳しくなることが予想されますので、すべての公共施設を維持していくことは困難です。「西尾市公共施設等総合管理計画」及び「西尾市公共施設長寿命化計画」に基づき、福祉施設についても計画的に整備・更新や維持管理を行っていく必要があります。

社会福祉協議会では、総合福祉センターの貸室及び施設管理などを行っています。計画的に修繕を実施していますが、経年劣化による設備の老朽化が特に課題となっています。一部の時間帯には利用者駐車場が不足していることから、利用者に公共交通機関の利用や相乗りを心がけて頂くようお願いしています。幡豆いきいきセンターの貸室及び施設全体の管理運営を行っています。また、吉良保健センターの施設管理業務も行っています。幡豆いきいきセンターの利用者数は年々増加しています。

目指す方向性

- ▶公共施設の保有総量を段階的に圧縮することで、より効率的・効果的な施設の維持管理・配置を実現します。
- ▶管理している施設の長寿命化、利用者負担の見直し等さまざまな取組を全庁的に展開します。

【社会福祉協議会】

- ▶施設の管理運営にあたっては、利用者の安全と衛生を第一に考えるとともに地域住民の福祉向上につながる利用サービスを展開し、西尾市の福祉の総合拠点として情報を発信していきます。

重点施策

①福祉施設の活用と管理運営

- 福祉施設の管理運営について、老朽化した施設及び設備を更新しながら施設の長寿命化と快適な施設環境づくりに努めます。

②公共施設の適正配置と効率的かつ効果的な維持管理の検討

- 公共施設の現状と課題を認識し、効率的かつ効果的な維持管理及び施設配置を実現します。

主な取組

施策名	事業・取組	担当課
①福祉施設の活用と管理運営	福祉施設の管理運営の委託	福祉課
②公共施設の適正配置と効率的かつ効果的な維持管理の検討	公共施設のありかたの検討と福祉施設の適正配置	資産経営課
【社会福祉協議会】		
事業名	事業区分	事業内容
①総合福祉センターの管理運営	市受託	貸室をはじめとする総合福祉センター全体の管理運営
②幡豆いきいきセンターの管理運営	市受託	貸室をはじめとする幡豆いきいきセンター全体の管理運営
③吉良保健センターの施設管理	市受託	貸室をはじめとする吉良保健センターの施設管理

地域全体での取組

市民と行政が公共施設に関する情報と問題意識を共有し、将来のあるべき姿について幅広い議論を進めることが求められます。

基本目標4 安心安全な地域生活をおくれる共生社会の実現

(1) 情報を届ける仕組みの充実

現状・課題

サービスを利用しようとする人が情報を容易に得られるよう必要な措置を講じるよう努めることが地方公共団体に義務づけられています。(社会福祉法第75条)

インターネットの普及やIT技術の急速な進歩により、新たな情報提供の仕組みづくりが可能となっている一方で、すべての高齢者や障害者等がIT機器類を使いこなせるという状況ではないことに配慮して、使用して利便性を向上させるための相談や講習などが必要です。

【社会福祉協議会】

社会福祉協議会の機関紙として、広報「社協だより」を発行し、市内全戸に配布しています。継続事業が多いため、掲載内容が類似してしまうという課題があります。

ホームページ・インスタグラムによる情報発信を行い、イベントの報告やサービスの紹介など写真を交えながら定期的に更新しています。

声の広報、点字版広報は、ボランティア団体の協力により音訳、点訳を行い、希望者(視覚障害者)への情報提供を行っています。

目指す方向性

▶デジタル化による情報提供の利便性を向上させるとともに、情報格差をなくし、誰もが必要な情報を得られる環境づくりを目指します。

【社会福祉協議会】

▶社協だより・ホームページ・インスタグラムともに、事業活動や福祉情報について、市民にわかりやすい情報発信に心がけ、内容を充実させます。

▶声の広報については、担い手の後継者育成と、録音技術の進歩に伴うボランティア団体への技術フォロー及び作業効率の向上のための支援を行います。

重点施策

①多様な広報活動の充実

●福祉施策に関する最新の情報を市民と行政が共有し理解を深めていくため、「福祉ガイドブック」や「西尾の福祉」を定期的に編集し、最新の福祉情報の一元化に努めます。広報やホームページ等の多様な媒体と手法を活用します。

②利用者に配慮した情報提供

●視覚障害者や聴覚障害者等に配慮し、市広報の音訳等を行い、福祉情報等を必要とする誰もが適切にその情報を得られるように努めます。高齢者への情報提供としては、民生委員・児童委員及び地域包括支援センター等を活用します。

また、世代によって異なる情報取得の手段に配慮して、多様な方法による情報提供のあり方を検討します。

主な取組

施策名	事業・取組	担当課
①多様な広報活動の充実	福祉制度改正の周知	福祉課
	福祉ガイドブックの充実	福祉課
②利用者に配慮した情報提供	市広報の音訳・点訳	福祉課
	高齢者への情報提供	長寿課

【社会福祉協議会】

事業名	事業区分	事業内容
①機関紙の発行	自主 共募配分	「社協だより」の発行（年3回）
②ホームページの運営	自主	ホームページの運営
③Instagramの運営	自主	Instagramの運営
④声の広報、点字版広報の発行	自主	視覚障害児・者のためのボランティア団体による広報媒体の作成支援

地域全体での取組

市民や団体が求める情報を行政や事業者伝えることや、利用者自身が情報を作って発信すること、より役に立つ情報が入手しやすくなる環境づくりが必要です。

(2) 権利擁護・人権擁護の推進

現状・課題

認知症、知的障害その他の精神上の障害により判断能力が不十分なことから、個人情報や財産の管理、日常生活等に支障がある人たちが不利益を被るケースがあります。また、性別による固定的な役割分担を前提とする社会制度や慣行に起因する男女間の差別や、言葉・習慣等の壁がある外国人への差別も未だ解消されていません。これらの人々を擁護し、社会全体で支えあう必要があります。

判断能力が不十分な高齢者や障害者の権利擁護を推進するため、成年後見センターにより、成年後見制度に関する相談及び手続き支援及び啓発活動並びに関係機関との連絡調整等を行っています。また、法人後見の受任も行っています。

日常生活自立支援事業では、日常生活に不安のある認知症高齢者や知的・精神障害者が自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用手続きの援助や日常的な金銭管理などのサポートを行っています。

目指す方向性

- ▶本人の選択により権利擁護サービスを利用でき、誰もが権利を侵害されず、尊厳を持って生活できるまちを目指します。
- ▶男女共同参画社会形成への意識の醸成とその定着を図ります。
- ▶「自助、共助、公助」の仕組みを拡大した、多文化共生社会の環境づくりを推進します。

【社会福祉協議会】

- ▶成年後見制度及び日常生活自立支援事業は、市民の認知・理解がまだ低いため、講演会や勉強会の開催、社協だより等で広く市民へ周知を行います。
- ▶両事業ともに、相談・支援や法人後見の受任等の業務が円滑に行えるよう職員の資質向上に努めます。

重点施策

①判断の能力が不十分な人への援助

- 成年後見制度及び日常生活自立支援事業の周知を徹底し、市民が円滑に制度を利用できるように努めます。また、判断能力が十分でない人の財産管理や身上監護について、司法書士会、社会福祉士会等と連携し、その内容を広く周知し、利用を支援します。

②男女共同参画の推進

- 「西尾市男女共同参画プラン」に基づき、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、多様性を認めあえる男女共同参画社会の実現を目指します。

③多文化共生社会形成の推進

- 外国人情報窓口や日本語を学習する機会の充実、生活情報誌の発行等の生活支援を行います。また、市民への意識啓発に取り組み、多文化共生社会の環境づくりを推進します。

④差別の解消

●様々な人権問題について、人権啓発広報紙・パンフレット等を活用しながら、市民の理解を深めるための学習・啓発を進め、あらゆる差別の解消を図ります。

⑤個人情報の保護

●個人情報の取扱いや管理の方法について細心の注意を図ります。個人情報保護法や個人情報の保護に関する法律施行条例についての正しい理解や運用について学ぶ機会を設けます。

主な取組

施策名	事業・取組	担当課
①判断の能力が不十分な人への援助	成年後見制度利用支援事業の周知及び円滑な利用	福祉課 長寿課
	日常生活自立支援事業への補助	福祉課
②男女共同参画の推進	男女共同参画社会推進・啓発のためのセミナー等の開催	地域つながり課
③多文化共生社会形成の推進	外国籍住民との意見交換の場の提供	地域つながり課
④差別の解消	あらゆる差別を解消する啓発・広報	関係課
⑤個人情報の保護	個人情報保護法、個人情報の保護に関する法律施行条例の正しい理解の推進	福祉課 長寿課
【社会福祉協議会】		
事業名	事業区分	事業内容
①成年後見センター事業	市受託 自主	成年後見制度に関する相談及び手続き支援・普及・啓発並びに法人後見の受任
②日常生活自立支援事業	市補助 県社協受託	判断能力が不十分な方に対する福祉サービス利用の支援や日常的な金銭管理等

地域全体での取組

福祉分野だけでなく生活のあらゆる場面で関わる問題であることから、企業をはじめとする地域の多様な主体を巻き込んだ地域全体での支援が必要です。

(3) 災害時や緊急時の支援体制の充実

現状・課題

近年、大規模地震や大型台風等の自然災害が多発しており、市民の関心も一層高まってきています。高齢者・障害者等防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方について避難行動要支援者名簿を作成しています。地域ぐるみで防災に向け自主防災組織の育成や緊急時に備えた取組も重要となっています。

市・社会福祉協議会及び西尾善意銀行では、災害（火災・自然災害）で被災した世帯へ災害見舞金の給付を行っています。市福祉課が申請窓口となり、申請書の手配及び災害見舞金の受け渡しを行っています。

地震や風水害等の災害時には、西尾市災害対策本部の決定を受け、市と協働して西尾市ボランティア支援本部（災害ボランティアセンター）を設置する協定を社会福祉協議会と結んでいます。

目指す方向性

▶避難行動要支援者の現状に即した、実践的な地域防災体制づくりを進めるとともに、デジタル社会に適応した適切・適時の情報提供に努めます。

【社会福祉協議会】

- ▶災害見舞金の給付は、被災された世帯の更生に有効な支援であるため、事業を継続します。
- ▶西尾市ボランティア支援本部を、NPO法人・ボランティア団体・市民活動団体等関係機関の協力により運営します。災害時に円滑に機能するよう市と連携します。

重点施策

①避難行動要支援者ネットワークの構築

- 「西尾市地域防災計画」の要配慮者支援対策に基づき、関係機関・団体等と連携し、災害時における緊急連絡体制を整備するなど、プライバシーの保護に配慮した避難行動要支援者ネットワークの構築に向け、制度の啓発、支援の協力を呼びかけます。
- 災害時に福祉避難所が機能できる仕組みづくりを進めます。

②自主防災組織の育成・支援

- 自主防災組織の育成・支援に努めます。自主防災組織の防災訓練の実施や防災資機材の整備に係る費用の一部を補助し、地域防災力の向上を図ります。

③災害見舞金の給付

- 災害により被害を受けた市民に対して、災害見舞金を支給します。

主な取組

施策名	事業・取組	担当課
①避難行動要支援者ネットワークの構築	避難行動要支援者登録制度の周知及び対策	福祉課 長寿課
	避難行動要支援者への対策	福祉課 長寿課
	避難行動要支援者ネットワークの連携及び共有	危機管理課
②自主防災組織の育成・支援	防災資機材等の整備	危機管理課
	自主防災会防災訓練の支援	危機管理課
	防災カレッジの開催	危機管理課
③災害見舞金の給付	災害見舞金の給付	福祉課
【社会福祉協議会】		
事業名	事業区分	事業内容
①災害見舞金の給付	共募配分	火災・自然災害で被災した世帯へ災害見舞金の給付
②西尾市ボランティア支援本部の設置	市受託	西尾市災害対策本部の決定を受け、西尾市ボランティア支援本部を設置

地域全体での取組

市民一人ひとりが災害に対して関心を持ち、自分の命は自分で守る「自助」をすすめるとともに、安否確認や避難支援ができる体制づくりや、平時の訓練の参加等を通じて近隣住民同士で助けあう「共助」への理解が必要です。

(4) ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくり

現状・課題

民間大型商業施設と比べ公共施設のバリアフリーへの対応が低いといった課題があげられています。急速に進む超高齢社会への対応や、障害の有無にかかわらず安心して暮らすために、バリアフリーのまちづくりを目指すことが求められています。

目指す方向性

- ▶身体能力やさまざまな障害の特性に応じたバリアフリー化に対応し、すべての地域住民が安心して暮らせるための取組を推進します。
- ▶民間の商業施設や飲食施設などに対して誰でも使いやすいバリアフリー化の導入を呼びかけます。

重点施策

①高齢者・障害者の視点に立った生活環境づくりの充実

- 「西尾市地域公共交通計画」に基づき、高齢者や障害者が暮らしやすい生活環境づくりを推進します。

②既存施設のバリアフリー化

- ユニバーサルデザインに配慮して、計画的に公共施設や道路、公園等のバリアフリー化に取り組みます。

主な取組

施策名	事業・取組	担当課
①高齢者・障害者の視点に立った生活環境づくりの充実	地域公共交通計画に基づく協議等の実施	地域つながり課
②既存施設のバリアフリー化	西尾市緑の基本計画にのっとり都市公園のバリアフリー化の推進	公園緑地課
	西尾市都市計画マスタープランにのっとりバリアフリー化の推進	都市計画課 土木課

地域全体での取組

施設等の整備による「ハード面でのバリアフリー」に留まらず、高齢者や障害者等の困難を地域住民自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力する「心のバリアフリー」の推進も必要です。

(5) 安心して快適な暮らしの確保

現状・課題

高齢者や障害者等の社会的弱者に対し、暮らしの利便性確保が求められています。移動手段の少なさが、買い物や通院に留まらず社会参加の機会を限定することからも公共交通機関の役割は重要です。

また、高齢者や障害者は情報弱者であることも多く、消費者被害や犯罪も後を絶ちません。被害拡大を防止するための更なる体制づくりが求められており、知識向上に向けた取組や対処法についての情報提供並びに相談窓口の充実が課題です。

さらに、デジタル社会に対応した、誰もが使いやすい情報提供のあり方の検討が求められます。

目指す方向性

- ▶高齢者や障害者など交通弱者の外出の機会を保障し、社会参加を促進します。
- ▶防犯や消費者被害対策をすすめ、安心・安全に暮らせるまちを目指します。

重点施策

①移動手段の確保

- 鉄道、バス、タクシー等地域の交通資源の活用と連携を進めることで、それぞれの活性化を図るとともに、コミュニティバスの運行形態などを検証します。
- 公共交通機関を利用することが困難な障害者に、福祉タクシーチケットを交付し、交通手段の確保が困難な高齢者（75歳以上のみの世帯）に、高齢者タクシーチケットを交付します。

②防犯活動の推進

- 西尾警察署を中心に行政、防犯協会、地域及びボランティア団体が連携し、啓発活動等防犯活動の充実に努めます。

③消費者被害への対策

- 専門知識を有した相談員を配置し、市民からの被害相談に対応します。
- 市民が消費者被害に遭わないよう、消費者トラブルに関する情報を提供します。

主な取組

施策名	事業・取組	担当課
①移動手段の確保	コミュニティバスの整備	地域つながり課
	移動に関する経済的負担の軽減（タクシー助成）	長寿課 福祉課
②防犯活動の推進	防犯対策の推進	危機管理課
③消費者被害への対策	相談体制の充実並びに消費者への啓発	商工振興課

地域全体での取組

地域住民が意識して日頃から公共交通と自家用車等を使い分けることなど、公共交通の維持に取り組むことが重要です。また、地域と行政との協働により、犯罪や消費者被害を減らすための啓発活動への参加も必要です。

基本目標 5 行政と社会福祉協議会の連携及び体制の強化

(1) 社会福祉協議会との連携強化

現状・課題

社会福祉協議会は、社会福祉の向上を目的とした非営利の組織です。福祉に関するアンケートでも、社会福祉協議会の活動のうち知っているものについては、「わからない」が34.9%で最も高く、次いで「お年寄りの介護や見守りなどに関すること」(26.5%)、「地域福祉活動や住民参加を支援すること」(23.3%)等の順となっていることからわかるように、広く市民に知られていないことが課題です。

社会福祉協議会では、行政と情報共有、協力しながら、積極的な連携の下に公共性の高い福祉事業を展開し、地域福祉の向上を目指しています。

地域住民や福祉功労者・団体を顕彰する西尾市社会福祉大会をはじめ、各種共催事業を行っています。

目指す方向性

▶地域福祉の基盤強化に向けて、社会福祉協議会が地域福祉推進の核として機能するよう連携の強化を図ります。

▶社会福祉協議会の活動の認知向上に努めます。

【社会福祉協議会】

▶地域福祉の向上に向けた行政との情報共有、連携を継続します。

▶西尾市社会福祉大会については、社会福祉活動啓発と活動の活発化につながる新たな取組を検討します。

重点施策

①社会福祉協議会との連携

●市民へのきめ細かい福祉サービスを提供するため、社会福祉協議会を地域福祉を推進するうえで中心的な組織として位置づけ、事業運営などに対し引き続き支援します。地域の福祉活動を推進に向け連携を強化します。

②社会福祉大会の運営

●社会福祉大会の運営を社会福祉協議会とともに継続して行います。

主な取組

施策名	事業・取組	担当課
①社会福祉協議会との連携	社会福祉協議会の運営支援	福祉課
②社会福祉大会の運営	社会福祉大会の運営	福祉課
【社会福祉協議会】		
事業名	事業区分	事業内容
①西尾市社会福祉大会	自主 市補助	福祉功労者・団体を顕彰する式典の開催

地域全体での取組

社会福祉協議会の役割や事業についての理解を深める必要があります。

(2) 法人運営機能の強化

現状・課題

社会福祉法人の適正な運営の確保のため、社会福祉法人への法人監査及び社会福祉施設への施設監査を行っています。

社会福祉法人制度の見直しに伴い、役員等の権限、義務、責任の明確化、評議員会を議決機関とする体制の導入、会計管理等、ガバナンス強化への対応が求められています。

事業の運営には、地域住民及び団体等からの会費、寄附金や共同募金配分金等が当てられています。

地域住民の視点に立ったきめ細かい福祉サービス事業を各分野にわたり提供し、市民の方々と協働して地域福祉を推進するために、職員体制の強化や人材育成が必須です。

目指す方向性

▶社会福祉法人に対する運営指導により、地域における公益活動に必要な環境整備を確保します。

【社会福祉協議会】

▶地域住民の積極的な福祉活動への参加を促進し、地域活動の交流と拠点づくりに努め、明るく住み良い福祉のまちづくりを推進します。

▶会費や寄附金は、現在求められている福祉ニーズに対応した振り分けを検討し、有効利用に努めます。

▶職務階層別研修、専門研修及び接遇・苦情対策研修等、必須研修を実施し、職員一人ひとりの資質向上に努めます。

重点施策

①社会福祉法人への監査指導

- 社会福祉法をはじめとする関係法令、関係通知等における遵守状況及び、最低基準等の実施状況について監査します。また、必要な助言及び指導を行います。

主な取組

施策名	事業・取組	担当課
①社会福祉法人への監査指導	社会福祉法人指導監査	福祉課 長寿課 保育課
【社会福祉協議会】		
事業名	事業区分	事業内容
①組織体制の強化	自主	理事会・評議員会の運営及び職員体制の強化
②社協会員の募集	自主	地域住民及び団体等への会員加入の依頼
③寄附の受入	自主	寄附の受入及び活用
④職員の人材育成	自主	職員の資質向上

地域全体での取組

適正な社会福祉法人、社会福祉施設等の運営がされているかを確認するため、監査結果のモニタリングが必要です。